

令和8年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月6日から3月18日(13日間)

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 6 日	金	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 7 日	土		休 日	
第 3 日	3 月 8 日	日		休 日	
第 4 日	3 月 9 日	月		委 員 会	予 算 常 任 委 員 会
第 5 日	3 月 10 日	火		委 員 会	予 算 常 任 委 員 会
第 6 日	3 月 11 日	水		委 員 会	総 務 産 業 建 設 常 任 委 員 会 教 育 厚 生 常 任 委 員 会
第 7 日	3 月 12 日	木		休 会	
第 8 日	3 月 13 日	金		休 会	
第 9 日	3 月 14 日	土		休 日	
第 10 日	3 月 15 日	日		休 日	
第 11 日	3 月 16 日	月	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 12 日	3 月 17 日	火	午後 1時30分	本 会 議	一 般 質 問
第 13 日	3 月 18 日	水	午後 1時30分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（市濱等）

ただいまから、令和8年第2回能登町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から3月18日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（市濱等）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

7番 南 正晴 君、

9番 小路 政敏 君

を指名いたします。

諸般の報告

議長（市濱等）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案44件が提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があります。その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議案第15号～議案第58号

議長（市濱等）

日程第3、議案第15号「令和8年度能登町一般会計予算」から、日程第46、議案第58号「能登町教育委員会委員の任命について」までの44件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

おはようございます。

議員各位には、日頃より町政運営に多大なるご理解とご支援を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和8年第2回能登町議会3月定例会議の開会に当たり、町政運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、本定例会議に提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、国の動向についてであります。

去る2月18日、第2次高市内閣が発足し、高市総理は施政方針演説において「責任ある積極財政」を掲げ、日本列島を強く豊かにとして、農山漁村・中山間地域をはじめ、全国どこに住んでいても安全に生活でき、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある日本の実現を目指すと述べられました。

さらに、令和の国土強靱化として、事前防災及びインフラの予防保全を徹底し、衛星などのテクノロジーを活用したリスク総点検を進めるとともに、本年中に防災庁を設立し、地方機関として防災局を設置する方針が示されました。

能登半島地震から2年を迎え、高市総理は、能登のにぎわいと笑顔を一日も早く取り戻したいとして、単なる復旧で終わらせず、なりわいの再建、地場産業や伝統産業の復活、振興を図る創造的復興を力強く進めることを明言されました。

能登半島地震・奥能登豪雨からの復興を進める当町にとって、地域経済の再生、住民生活の安定、そして持続可能な地域社会の構築に向けた大きな追い風となるものと期待しております。

次に、当町における新たな取組についてご報告いたします。

まず、奥能登版デジタルライフライン事業の一環として、石川県と能登6市

町が連携し、新たなスマートフォンアプリ「のとピット」を2月18日より導入いたしました。

これは、災害時に役立つデジタル技術を平時から活用するフェーズフリーの取組として県が推進しているもので、公共施設や店舗などに設置された専用のQRコードをスマートフォンで読み取ることや、日々のウォーキングによりデジタル地域ポイントを獲得できる仕組みとなっております。また、ご家族などへの見守り通知機能も備えており、住民の皆様の健康増進と安全・安心の確保を後押しするものとなっております。

平時には、外出促進や健康づくりのツールとして機能し、さらに、災害時には、アプリから得られたデータから被災者の方々の活動状況を把握し、適切な支援を迅速に実現することが可能となります。

住民の皆様がスムーズにご利用できますよう、各庁舎には使い方ガイドを設置しております。また、オンライン相談窓口も各庁舎に設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

のとピットは、日常の健康づくりを応援するとともに、災害時には命を守る重要な情報基盤となるものでありますので、ぜひ多くの皆様にご登録いただき、積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。

さらに、防災力強化に向けた新たな体制整備についてご報告いたします。

能登半島地震及び奥能登豪雨を経験した当町にとって、防災力と災害対応力の強化は重要な課題でありますことから、このたび、和歌山県海南市及び宮城県亘理町と災害時相互応援協定を締結いたしました。

海南市には、昨年度から災害対応に従事する職員を派遣していただき、業務で培った経験やノウハウを当町に生かし、特に復興計画の策定や災害検証などにお力添えをいただいております。

また、亘理町とは、東日本大震災時に当町から職員を派遣したことを契機に、能登半島地震では給水支援等をいただくなど、相互支援の絆が結ばれた関係であります。

本協定は、災害発生時に十分な応急措置が実施できない場合の相互応援について定めるもので、生活必需品の提供、職員派遣、被災者の受入れなどを行うこととしております。

海南市とは本年1月9日、亘理町とは2月13日に協定を締結し、姉妹都市3市町を含め、計5市町との協定締結となりました。

そして、危機管理の総合調整や災害対応の指揮・統括、また事前の防災力強化等のため、令和8年度より危機管理監を置き、不測の事態に備えてまいります。

当町といたしましては、自らの災害対応力を強化するとともに、災害が発生

した際には、能登半島地震で全国から受けた温かいご支援の恩返しとして、積極的かつ迅速な支援を行ってまいり所存であります。

結びに、町政運営の決意を申し述べます。

私が町政を託されてから、今年の4月で1年を迎えます。この1年間は、能登半島地震と奥能登豪雨という未曾有の災害からの復旧・復興という極めて重い責務を担う日々でございました。就任以来、町民の皆様とともに知恵を集め、被災された方々の生活再建、生産基盤の早期復旧、そして安心して住み続けられるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

この3月1日で町制21周年を迎えた当町は、先人のたゆまぬ努力により、豊かな自然や伝統文化が今もなお受け継がれております。大切に受け継がれてきた当町の歴史を未曾有の大災害から一日も早く復興させ、次世代に継承してまいりたいと考えております。

しかしながら、人口流出の加速、高齢化の進行、なりわいの再建など、依然として多くの課題が山積しております。今後も復興計画及び令和8年度から10年間の羅針盤となる第3次能登町総合計画を着実に進め、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、全力で町政運営に邁進してまいります。

町民の皆様、議員各位、そして関係機関の皆様との協働により、さらなる復興を加速させてまいり所存でございますので、引き続き格別のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

それでは、予算編成についてご説明させていただきます。

令和8年度の予算編成に際しては、前年度に引き続き、能登半島地震及び奥能登豪雨からの復旧・復興を最優先事項とし、一日も早く本来の町の姿を取り戻すとともに、復興に向けたさらなる発展を図るため、能登町復興計画を着実に実行する予算といたしました。

特に、復興の基本理念となっている早期復興による人口流出阻止を最重点課題として推進していくこととしております。

また、令和8年度は、復興計画の再生期の初年度であり、引き続き生活環境やなりわいの本格復旧に全力で取り組むとともに、防災、減災を推進するための予算としております。

地震・豪雨災害からの早期復旧・復興と持続可能な財政運営とのバランスを図りながら、基本的な行政サービスの確保、充実に引き続き取り組むことといたします。

また、経常経費を中心とした歳出の増加が今後も継続することが見込まれることから、これまで以上の創意工夫により政策推進の原資を生み出すことで、歳入歳出の収支均衡にも配慮していくことが必要となります。

このため、将来に向けて健全な財政基盤の確立を図りつつ、復旧・復興の手

を緩めることなく、復興計画に掲げる次世代が希望を持てる持続可能なまちづくりの実現に向けた予算としております。

それでは、復興計画の柱ごとに、重点事業を中心にご説明申し上げます。

まず、第1の柱「インフラの早期再生と強靱化」であります。地震・豪雨からの復興に向け、道路や上下水道の早期復旧と災害に強い基盤整備を強力に推進してまいります。

公共土木施設等の復旧・強靱化につきましては、能登半島地震・奥能登豪雨災害復旧事業を継続実施するとともに、宇出津地区の地盤沈下等による浸水被害に対し、応急対応と抜本対策に向けた調査を実施します。

農林水産施設等の早期復旧では、災害復旧事業に加え、豪雨時に決壊や土砂流出のおそれがある間島第1ため池について、廃止工事を行うことで、下流域の家屋や農地への被害を未然に防止し、住民の安全を確保してまいります。

また、ライフライン・公共施設等の復旧・強靱化では、上下水道施設の災害復旧事業に加え、こどもみらいセンター、集会所の復旧を行ってまいります。

持続可能な地域公共交通の検討においては、奥能登町2市2町連携によるAIデマンド交通「のるーと」を導入し、予約窓口の一本化とスマホ予約対応を行ってまいります。

次に、第2の柱「くらしと地域コミュニティの再建」でございますが、安心して住み続けられる住まいの確保と、地域コミュニティや伝統文化の再生、継承に重点的に取り組んでまいります。

応急仮設住宅等の確保においては、引き続き、応急仮設住宅や在宅被災者の孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談等に取り組めます。

住宅再建への支援や住宅の強靱化につきましては、被災者生活再建相談会等の各種相談事業と関係者会議を実施し、世帯状況に応じた伴走支援を行います。

また、準半壊世帯及び一部損壊世帯につきましても、住宅の修繕等に要する経費の一部を町独自で支援し、多くの町民の皆様が住み慣れた地域で生活を継続できるよう引き続き支援するほか、半壊以上の被害を受けた世帯が新たな住宅を取得する際に、住宅を新築する場合は上限300万円、住宅を購入する場合は上限額200万円、住宅を修繕する場合は上限額100万円を支援する能登創生住まい支援事業を継続実施し、住宅再建を強力に推進してまいります。

さらに、将来を担う子供たちと、その子育て世帯の定住を促進するため、町内において住宅を取得する子育て世帯に対しましては、能登創生住まい支援事業に加え、追加で上限額100万円を支援してまいります。

また、災害公営住宅の整備につきましては、地震で住居を失い、自力での住宅再建が困難な被災者に対し、安価な家賃で安心して入居できる災害公営住宅を整備し、被災者の居住の安定を確保するとともに、住み慣れた地域での生活

再建を支援し、人口流出の防止と地域コミュニティの維持を図ります。

安心安全な居住環境の整備では、復興計画及び地区別復興まちづくり計画の実現に向け、町内に拠点を置き活動する団体の取組に対して支援を行い、地域が主体のまちづくりを推進してまいります。

また、町内の賃貸物件不足を解消するため、新たに新築共同住宅建設に対して助成を行うことで、民間投資を呼び込み、良質な賃貸住宅を増やしてまいります。

町民の憩いの場や交流の場の再建と創出につきましては、老朽化した不動寺公民館の更新を行い、安全で快適な地域活動拠点を整備するほか、高倉公民館の建て替えに向け、測量や地質調査を実施いたします。

能登の里山里海の保全では、令和8年度のトキ放鳥に向け、新たに環境配慮型農業に取り組む農業者への支援を開始いたします。

祭りや文化財の再建につきましては、被災した国指定重要文化財「中谷家住宅」への補助を行い、貴重な文化遺産を保全するとともに、引き続き、被災した神社など地域コミュニティ維持に不可欠な施設の再建に対して支援してまいります。

続いて、第3の柱「生業（なりわい）の再建」ですが、農林水産業や商工・観光業の早期復旧を支援し、新たなつながりを生かした地域経済活性化を図ってまいります。

農林水産業の再建につきましては、農業機械再取得等支援事業を継続するとともに、林業事業者の労働軽減と効率化を図るため、新たに高性能林業機械のレンタル助成事業を開始します。

商工業の再建では、都市部人材と協働し、商工業者の後継者不足の解消を目指したビジネス創出を図ります。さらに、事業承継支援として、地域おこし協力隊員を配置し、ニーズの掘り起こしや専門機関への取次ぎを行い、地域産業の維持、存続となりわいの確保を図ってまいります。

観光業等の再建につきましては、当町の玄関口である道の駅「桜峠」を、官民連携や地場産業再生の拠点として、機能強化と物販販売所の拡大やレイアウトの再編などの整備を行い、地域のにぎわいと経済効果を創出いたします。令和8年度は、基本設計、実施設計、業務委託を行い、工事につきましては翌年度以降に実施する予定としております。

また、民間事業者が主体となって行う新たな観光拠点等の整備を支援するほか、宿泊施設の誘致に向け、国内の宿泊業を営む企業向けにニーズ調査を実施し、興味を持たれた企業と具体的な誘致交渉を行ってまいります。

続けて、第4の柱「安心して暮らし続けられるまちづくり」であります。被災者の生活再建を最優先しつつ、保健、医療、福祉、教育の充実と教訓を踏

まえた防災対策により、安心な暮らしを実現してまいります。

妊娠期から出産・子育て支援の確保・充実につきましては、すこやかあかちゃんお祝金給付事業の拡充を行うほか、認定こども園の給食費負担を完全無償化し、また、保育料につきましては、震災に伴う減免措置を継続してまいります。

さらに、小中学校における給食費の無償化につきましても、引き続き実施してまいります。

このほか、子供たちが日常的に集える遊び場や居場所づくり活動を行う団体に対する支援や子ども食堂への運営補助を行うほか、ポケモン・ウィズ・ユー財団と連携した能登応援プロジェクトとして、植物公園内に屋内遊具を設置します。

学校教育の充実につきましては、引き続き、松波小学校の新築復旧を進めるとともに、能登高校魅力化事業において、新たに入学検討中の中学生を対象としたお試し地域留学を開始し、意欲ある生徒の確保を強化し、高校の存続と発展を図ります。

被災者の生活再建支援や相談体制の強化では、コールセンターを設置して様々な支援制度の未申請者への個別案内を新たに実施し、被災者の生活再建の後押しを行います。

保健・医療・福祉の確保・充実では、生活環境の変化により急増している要介護・要介護支援認定者を抑制するため、運動、脳トレ、入浴を組み合わせた介護予防教室を実施します。

生涯学習活動の充実では、復興イベントとして、能登町復興応援特命大使の石川さゆりさんによるコンサートをござれ祭りに合わせて開催し、音楽の力で町に元気をお届けいたします。

能登半島地震等の検証を踏まえた計画や体制の見直しにつきましては、震災・豪雨の教訓を反映させ、地域防災計画、避難所運営マニュアル、受援計画、事業継続計画の4つの計画を一括に改定いたします。

また、災害時の物資拠点機能を強化するため、防災備蓄倉庫の建設に係る実施設計を計上しております。

さらに、ケーブルネットワークの民間移行に伴い、防災情報を迅速、確実に伝えるための新配信システムを構築いたします。

被災の記憶や記録の後世への継承では、令和6年能登半島地震での対応を検証し、教訓と事実経過をまとめた記録集を作成するほか、震災や豪雨による災害廃棄物処理の全経過を記録誌としてまとめ、将来の災害対応に生かしてまいります。

また、防災教育拠点として、津波被害を受けた旧白丸郵便局を震災遺構とし

て整備します。

最後に、第5の柱「復興プロジェクトの創出」であります。地域資源と関係人口の力を融合させ、次世代が誇れる創造的な復興プロジェクトを推進してまいります。

能登町の未来を担うひとづくりでは、復興計画「まちの将来像」の実現に向け、のと未来共育協議会が取り組む中高生を対象とした町の未来を担う人材づくりを推進します。

人材や投資を呼び込む中間支援組織の設置につきましては、副業型地域活性化起業人を活用し、官民連携体制を構築し、事業者支援や復興課題の解決に取り組めます。

また、移住定住や二地域居住など関係人口の創出と拡大につきましては、空き家を活用した移住お試し住居の再整備費用を補助し、移住、定住を促進するほか、定住促進協議会や地域金融機関と連携し、関係人口を創出し、外部人材の力を活用した地域課題解決と将来の担い手育成を図ります。

移住定住や二地域居住など関係人口の創出と拡大では、集落の文化や活動への参加を通じて継続的に関わる関係人口を計画的に誘致してまいります。

ここまで、5つの柱についてご説明してまいりましたが、復興計画以外の主要事業といたしましては、地域未来交付金を活用し、小中学校にプロジェクター型電子黒板を整備し、ICTを活用した教育環境を充実させるほか、令和9年4月の松波中、能都中の統合に合わせ、通学用スクールバス2台を整備いたします。

以上のとおり、令和8年度当初予算案の主要施策について、復興計画の柱に沿ってご説明申し上げた令和8年度当初予算であります。議案第15号、一般会計予算が前年度比42.76%減の390億900万円。この財源につきましては、国庫補助金、町債、財政調整基金などを充当し対応する予定としております。

議案第16号から第18号、3特別会計の合計が前年度比0.23%減の57億84万円、議案第19号から第21号、3企業会計の合計が前年度比23.03%増の121億4,759万円で、総合計として32.1%減の568億5,743万円となっております。

私は、町長就任に際し、全身全霊をもってその使命と責任を尽くすと申し上げました。復興計画の再生期の初年度として、被災者の生活再建を最優先としながら、インフラの強靱化、地域コミュニティの再生、なりわいの再建、そして次世代につながる復興プロジェクトの創出に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様の声を大切に、住みよいまちづくりを目指すことを基本姿勢として、行政の透明化を図るとともに、子や孫の世代に多額の負債を残すことの

ない健全な財政運営を行ってまいります。

この危機を乗り越えた先には、当町のさらなる発展があると信じております。行政と議会が真の両輪となり、未来ある能登町の復興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明いたします。

議案第22号から第28号までは、一般会計、特別会計及び企業会計予算の補正であります。

主な補正予算内容は、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、避難所の生活環境を改善するため、循環型簡易シャワー等を整備する事業費を追加したほか、能登半島地震関連経費において、災害廃棄物処理費及び白丸地区高台団地基盤整備事業を追加するものであります。

そのほかは、補助事業の内示等に伴う事業費の追加、調整並びに決算見込みに基づく災害復旧事業費の減額であります。

議案第22号「令和7年度能登町一般会計補正予算（第7号）」は、74億9,943万9,000円を減額し、予算総額を601億8,097万円とするものであります。

歳出から説明いたします。

第1款「議会費」は、516万4,000円の減額であります。

第1項「議会費」、第1目「議会費」は、議会議員の欠員に伴う報酬等の減額のほか、議会活動費の決算見込みによる減額であります。

第2款「総務費」は、4億4,486万円の減額であります。

第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」では、人件費の決算見込みによる減額のほか、決算見込みによる郵便料及び除雪委託業務の追加、また、職員厚生費において人間ドック受検負担金の追加であります。

第3目「財産管理費」は、事業費の決算見込みによる減額のほか、基金積立費では、決算見込みにより、ふるさと振興基金及び令和6年能登半島地震復興基金を減額し、公共施設等総合管理基金及び防災対策基金の積立金を追加するものであります。あわせて、基金管理費では、基金運用益の決算見込みにより基金利子の積立金を追加するものであります。

第4目「会計管理費」は、決算見込みによる減額であります。

第5目「財産管理費」は、決算見込みによる減額のほか、除雪委託業務の追加であります。

第6目「企画費」及び第7目「地方創生推進費」は、決算見込みによる減額です。

第8目「地域振興費」は、決算見込みによる減額のほか、定住促進事業にお

いて、定住住宅助成金を追加するものであります。

第10目「人権擁護活動費」、第13目「交通対策費」、第14目「電子自治体推進費」は、いずれも決算見込みによる減額であります。

第15目「有線放送費」は、インターネット運用委託料の追加であります。

第16目「諸費」は、決算見込みによる減額であります。

第17目「復興推進費」は、白丸高台移転に伴う基盤整備工事及び補償費の追加のほか、決算見込みによる減額であります。

第2項「徴税费」、第3目「賦課徴収費」は、地方税電子申告サービス利用に伴う端末設定費用の追加のほか、決算見込みによる減額であります。また、確定申告期限の延長による駆け込み申告の増による過誤納還付金の追加であります。

第3項「戸籍住民基本台帳費」、第1目「戸籍住民基本台帳費」は、国の補正に伴い、戸籍附票に旧氏及びその振り仮名を記載するためのシステム改修費を追加するほか、決算見込みによる減額であります。

第5項「統計調査費」、第2目「基幹統計調査費」は、決算見込みによる予算の組替え及び減額であります。

第3款「民生費」は、1億739万6,000円の減額であります。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」は、財源の調整であります。

第2目「障害者福祉費」は、過年度分の国庫負担金の償還金の追加のほか、決算見込みにより介護給付費等を追加するものであります。

第3目「老人福祉費」は、決算見込みによる減額であります。

第4目「介護保険費」は、財源の調整であります。

第5目「国民健康保険費」は、決算見込みによる繰出金の追加であります。

第6目「後期高齢者医療費」は、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合への補助金を追加するほか、特別会計への事務費繰出金を減額するものであります。

第7目「国民年金費」、第8目「復興推進費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」は、人件費の補正及び決算見込みによる減額のほか、私立認定こども園費では、公定価格改定に伴う運営費及び保育料補填分の追加であります。

第2目「児童措置費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「児童福祉施設費」は、人件費の補正及び決算見込みによる減額のほか、指定寄附金を活用した工事及び保育所用備品購入費の追加であります。

第3項「災害救助費」、第1目「災害救助費」、第2目「災害援護費」は、過年度分の県負担金の償還金の追加のほか、決算見込みによる減額であります。

第4款「衛生費」は、8億7,971万1,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第1目「保健衛生総務費」は、指定寄附金を活用した備品購入費の追加のほか、決算見込みによる減額であります。

第2目「予備費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「母子保健費」は、事業費の決算見込みによる減額のほか、過年度分の国庫補助金の償還金の追加であります。

第4目「環境衛生費」は、決算見込みによる減額であります。

第5目「病院費」は、医業収益の減に伴う基準外繰入金の追加及び地域医療の充実として採納した指定寄附金の追加であります。

第6目「復興推進費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「清掃費」、第1目「清掃総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「塵芥処理費」は、塵芥収集費において、決算見込みによる減額であります。また、埋立処分場管理費においては、内浦埋立処分場排水ポンプ取替え修繕工事の決算見込みによる追加であります。

第3目「し尿処理費」は、衛生センターに設置されている監視カメラレコーダーの更新工事を追加するほか、決算見込みによる減額であります。

第4目「復興推進費」は、決算見込みにより家電リサイクル処理手数料を減額するほか、災害廃棄物処理及び公費解体に係る委託料並びに自費解体の補助金を追加するものであります。

第3項「水道費」、第1目「水道施設費」は、矢波浄水場における配水池能力増強事業のための出資金を追加するほか、決算見込みによる水道事業会計への補助金の減額であります。

第5款「労働費」は、4,800万円の減額であります。

第1項「労働諸費」、第1目「労働諸費」は、決算見込みによる減額であります。

第6款「農林水産業費」は、4億6,475万1,000円の減額であります。

第1項「農業費」、第1目「農業委員会費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「農業総務費」は、決算見込みによる減額のほか、農業総務事務費において、トキ生息環境整備事業補助金の追加であります。

第3目「農業振興費」は、決算見込みによる減額のほか、中山間地域等直接支払事業において会計年度任用職員の人件費を追加しています。

第4目「畜産業費」は、決算見込みによる減額のほか、能登牛の頭数増を目的とした堆肥舎増設に係る畜産競争力強化対策整備事業補助金の追加でありま

す。

第5目「農地費」は、決算見込みによる減額であります。

第6目「災害対策費」は、過年度分の県補助金の償還金を追加するほか、決算見込みによる減額であります。

第2項「林業費」、第1目「林業総務費」は、県山林協会への負担金の追加であります。

第2目「林業振興費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「復興推進費」は、決算見込みによる減額のほか、森林整備・林業活性化事業補助金の追加であります。

第3項「水産業費」の各目は、決算見込みによる減額であります。

第5目「復興推進費」は、漁協の共同利用施設復旧事業について、決算見込みにより追加するものであります。

第7款「商工費」は、1,227万6,000円の減額であります。

第1項「商工費」の各目とも、決算見込みによる減額であります。

第8款「土木費」は、4億5,143万8,000円の減額であります。

第1項「土木管理費」、第1目「土木総務費」、第2項「道路橋りょう費」、第1目「道路橋りょう総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「道路橋りょう維持費」は、決算見込みによる減額のほか、除雪業務委託料の追加であります。

第3目「道路橋りょう新設改良費」は、決算見込みによる減額のほか、交通安全対策事業において、決算見込みにより工事請負費を追加し、県営道路整備事業では、県事業の追加補正により負担金を追加するものであります。

第3項「河川費」、第4項「港湾費」、第5項「都市計画費」の各目とも、決算見込みによる減額であります。

第6項「住宅費」、第1目「住宅総務費」は、決算見込みによる減額のほか、簡易耐震委託料及び過年度の国庫補助金の償還金の追加であります。

第2目「住宅建設費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「復興推進費」は、土砂災害特別警戒区域内以外への移転に要する住宅移転費支援事業補助金の追加であります。

第9款「消防費」は、418万5,000円の追加であります。

第1項「消防費」、第1目「常備消防費」は、決算見込みによる減額のほか、常備消防職員の人件費の補正により奥能登広域圏事務組合負担金を追加するものであります。

第2目「非情報消防費」、第3目「消防施設費」、第4目「防災対策費」は、決算見込みによる減額であります。

第5目「災害対策費」は、国の補正予算である地域未来交付金（地域防災緊

急整備型)を活用し、避難所開設時に必要となる環境整備として循環型簡易シャワー等の購入費を追加するほか、復興基金事業を活用した指定避難所等機能強化事業の見送りに伴う減額であります。

第10款「教育費」は、2,951万9,000円の減額であります。

第1項「教育総務費」、第1目「教育委員会費」、第2目「事務局費」、第3目「学校教育費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」は、スクールバスの修繕費を追加するほか、決算見込みによる減額であります。

第2目「小学校教育振興費」は、新設する特別支援学級用教材費を追加するほか、給食費無償化による扶助費及び決算見込みによる減額であります。

第3項「中学校費」、第1目「中学校管理費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「中学校教育振興費」は、給食費無償化による扶助費及び決算見込みによる減額であります。

第4項「社会教育費」、第2目「社会教育施設費」、第3目「公民館費」は、決算見込みにより光熱水費を追加するものであります。

第4目「図書館費」、第6目「文化財保護費」は、決算見込みによる減額であります。

第5項「保健体育費」、第1目「保健体育総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「学校給食費」は、決算見込みにより賄い材料費を追加するものであります。

第11款「災害復旧費」は、68億1,993万1,000円の減額であります。

第1項「厚生労働施設災害復旧費」、第1目「民生施設災害復旧費」は、社会福祉施設災害復旧費において、鳳寿荘の災害復旧工事に係る県への修繕負担金を追加するほか、決算見込みによる減額であります。また、児童福祉施設災害復旧費では、こどもみらいセンターの災害復旧費を令和8年度当初予算にて計上するため減額しております。

第2目「衛生施設災害復旧費」は、能都埋立処分場、墓地公園、衛生センター等の災害復旧事業について、決算見込みにより追加するものであります。

第2項「農林水産施設災害復旧費」、第1目「農業施設災害復旧費」は、農業用施設災害復旧費において、仮設ポンプ用発電機の燃料費、電気料及び復旧工事に伴う電柱の移転補償費を追加するほか、事業費の確定や決算見込みにより減額するものであります。

第2目「林道施設災害復旧費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「漁港施設災害復旧費」は、国からの町に対する配当割当額の増による追加であります。

第3項「公共土木施設災害復旧費」、第1目「土木施設災害復旧費」は、道路災害復旧費（能登半島地震）において調査委託料を追加し、住宅災害復旧費（能登半島地震）において浄化槽手数料の追加等を行うほか、決算見込みによる減額であります。

第4項「文教施設災害復旧費」、第1目「公立学校施設災害復旧費」は、松波小学校の新築費用について、債務負担行為を設定し、令和8年度にて予算化するため減額するものであります。

第2目「社会教育施設災害復旧費」は、財源調整であります。

第3目「社会体育施設災害復旧費」は、物価高騰等により工事費を追加するものであります。

第5項第1目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」では、海洋水産センター、能登自動車学校及び能登消防署宇出津分署の災害復旧工事費を追加するほか、決算見込みによる減額であります。

以上、この財源として、第1款「町税」、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第16款「財産収入」、第20款「諸収入」を追加し、第13款「使用料及び手数料」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、第21款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので、よろしくお願い申し上げます。

議案第23号「令和7年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出それぞれ536万5,000円を減額し、予算総額を24億8,535万6,000円とするものであります。

歳出では、第1款「総務費」は、人件費の補正のほか、一般管理事務費において、システム標準化事業の予算の組替え及び基金運用益の決算見込みにより基金利子の積立てを行うほか、決算見込みによる減額であります。

第2款「保険給付費」は、決算見込みによる減額であります。

第3款「国民健康保険事業費納付金」は、財源調整であります。

第5款「諸支出金」は、保険税の過誤納還付金を追加するほか、決算見込みにより病院事業会計への補助金を追加するものであります。この財源として、第4款「県支出金」を追加し、第6款「繰入金」、第8款「諸収入」を減額し、収支の均衡を図ったものであります。

議案第24号「令和7年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ1,957万5,000円を追加し、予算総額を4億4,243万7,000円とするものです。

歳出では、第1款「総務費」は、人件費の補正であります。

第2款「後期高齢者医療広域連合納付金」は、決算見込みにより追加するものであります。この財源として、第1款「後期高齢者医療保険料」を追加し、第3款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図ったものであります。

議案第25号「令和7年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ1,129万5,000円を減額し、予算総額を30億431万2,000円とするものです。

第1款「総務費」は、人件費の補正のほか、一般管理事務費において、介護報酬改定に伴うシステム改修費を追加するほか、決算見込みにより減額するものであります。

第2款「保険給付費」は、財源の調整であります。

第3款「地域支援事業費」は、地域介護予防活動支援事業において、モバイルルーターの導入費用を追加するほか、財源調整及び決算見込みによる減額であります。

第4款「保健福祉事業」は、決算見込みによる減額であります。

第5款「基金積立金」は、基金運用益の決算見込みにより基金利子の積立金を追加するものであります。

第7款「諸支出金」は、決算見込みによる減額であります。この財源として、第1款「保険料」、第6款「財産収入」、第8款「繰入金」、第10款「諸収入」を追加し、第3款「国庫支出金」、第4款「支払基金交付金」、第5款「県支出金」を減額して収支の均衡を図ったものであります。

議案第26号「令和7年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収入において2,070万4,000円を減額し、総額を7億6,242万5,000円とするものであります。内容は、営業収益における給水収益の減額及び営業外収益における他会計補助金の減額であります。

また、収益的支出において761万3,000円を追加し、総額を7億6,490万7,000円とするものであります。内容は、決算見込みにより、北河内ダム維持管理費負担金、漏水修繕費及び人事院勧告による人件費を追加するほか、企業債利息を減額するものであります。

資本的収入において4,757万6,000円を減額し、総額を11億2,891万8,000円とするものであります。内容は、決算見込みにより企業債及び出資金を追加し、他会計補助金を減額するものであります。

なお、資本的支出の補正はございません。

議案第27号「令和7年度能登町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的収入において477万8,000円を減額し、総額を9億6,241万円とするものであります。内容は、営業収益において、決算見込みにより下水道使用料を減額するものであります。

また、収益的支出において6億6,782万1,000円を追加し、総額を17億9,467万9,000円とするものであります。内容は、人件費の補正のほか、令和6年度に災害復旧費として繰出ししていた一般会計からの補助金の確定に伴う返還金を追加するものであります。

また、補正額に変更はありませんが、資本的収入において、災害復旧に係る国庫補助金の補助率のかさ上げに伴い、国庫補助金と他会計補助金の予算の組替えを行っております。

議案第28号「令和7年度能登町病院事業会計補正予算(第2号)」は、収益的収入において2,456万2,000円を減額し、総額を22億6,650万8,000円とするものであります。内容は、医業収益において、決算見込みにより入院及び外来収益等を減額したほか、医業外収益において、他会計負担金及び県補助金を追加するほか、決算見込みにより減額するものであります。

また、収益的支出において2,552万4,000円を減額し、総額を24億4,128万1,000円とするものであります。内容は、企業債利息及び過年度診療報酬を追加するほか、人事院勧告による人件費の補正並びに決算見込みによる減額であります。

資本的収入において81万円を減額し、総額を1億2,564万2,000円とするものであります。内容は、決算見込みにより看護師等修学資金貸付金に係る負担金及び返還金を減額するものであります。

資本的支出において60万円を減額し、1億5,571万3,000円とするものであります。内容は、決算見込みにより長期貸付金を減額するものであります。

次に、議案第29号「能登町行政手続条例の一部を改正する条例について」は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続制度の聴聞及び弁明の機会の付与手続における公示送達のリジタル化に対応するため、改正するものであります。

次に、議案第30号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」は、能登町地域防災計画を見直しするに当たり、多様な意見を反映できるよう、委員の定数を13名から20名に変更するため、改正するものであります。

次に、議案第31号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和7年12月定例会議において議決いただきました職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を施行することに伴い、旅費の種類を変更するほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第32号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和7年人事院勧告に基づきまして、会計年度

任用職員の給料月額を変更するため、改正するものであります。

次に、議案第33号「能登町放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について」は、放課後児童健全育成事業における保護者負担額を定めるため、制定するものであります。

次に、議案第34号「能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第35号「能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、子ども・子育て支援法の一部改正により、こども誰でも通園制度が創設されることに伴い、特定乳児等通園支援事業並びに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものであります。

次に、議案第36号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の創設のほか、保険税率等の見直しをするため、改正するものであります。

次に、議案第37号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、子育て支援のさらなる充実を図るため、3歳から5歳児の主食の提供を無償とするほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第38号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、こども誰でも通園制度における利用者負担額を定めるため、改正するものであります。

次に、議案第39号「能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、能登半島地震により大規模に被害を受けた「なごみ」について、施設の機能を復旧させることが困難であることから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第40号「能登町高齢者等活動施設条例の廃止について」は、公共施設個別施設計画に基づき、この施設を小垣区に移譲するため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第41号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」、議案第42号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、災害時等において、給水装置工事及び排水設備工事における指定工事業業者等の指定を緩和するよう規定を設けるため、改正するものであります。

次に、議案第43号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、能登半島地震により被災を受けた波並町営住宅を廃止するため、改正するものであります。

次に、議案第44号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」は、町立柳田公民館柳田分館及び岩井戸公民館当目分館を廃止するほか、ほか

の公民館の使用料を見直すため、改正するものであります。

次に、議案第45号から議案第48号までの4件につきましては、いずれも請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第45号「請負契約の締結について」は、令和7年度能登半島地震復旧事業能登町文化財収蔵庫災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、7,370万円で能登町字藤波の株式会社鼎建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第46号「請負契約の締結について」は、令和7年度6災858号 小浦漁港災害復旧工事（東防波堤11-1）のほか、ゼロ町債におきまして、制限付一般競争入札（事後審査型）により、2億4,255万円で能登町字出津山分の鈴平建設株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第47号「請負契約の締結について」は、令和6年1月1日発生能登半島地震災害復旧事業4630/6006・6176 農地・施設災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、3億3,000万円で能登町字柳田の北能産業株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第48号「請負契約の締結について」は、令和7年度能登半島地震復旧事業能登町立柳田公民館災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、6,006万円で能登町字柳田の北能産業株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第49号「財産の取得について」は、松波地区に災害公営住宅を建設するために必要な土地13筆6,153.554平方メートルを取得したいため、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号から議案第52号までの3件につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。いずれの施設も、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、引き続き指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について」は、町内にあります41か所の集会所であります。この集会所を地区の町会長、町内会長及び区長の方々に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」は、秋吉緑地健康広場であります。この広場を秋吉町内会長に再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第52号「公の施設の指定管理者の指定について」は、程谷緑地

健康広場であります。この広場を程谷町内会長に再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第53号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、猪平・俎倉辺地において、飲用水供給施設に辺地対策事業債を充当するよう計画を変更したため、返地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号「能登町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、能登町過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で期限を迎えるため、令和8年度から令和12年度までと期間を延長するとともに、計画内容を変更したため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号「能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」は、マイナンバーカードの交付事務等を能都郵便局にて取り扱えるよう指定したため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「能登町固定資産評価員の選任について」は、能登町字笹川の高雅彦氏の後任として、豊富な専門知識と経験をお持ちであります能登町字寺分の野口隆氏を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、ご勇退されます高雅彦氏におかれましては、平成26年から12年にわたり固定資産の適正な評価にご尽力いただきました。長年の活躍に対しまして感謝を申し上げますとともに、健康に留意され、後進の育成にご尽力いただければと存じます。

次に、議案第57号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字石井の江端由爾氏を再度、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第58号「能登町教育委員会委員の任命について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字鶴川の濱高芳美氏を再度、教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞご審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本会議に提出いたしました議案等の提案理由をご説明させていただきました。議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（市濱等）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第44、議案第56号「能登町固定資産評価員の選任について」から、日程第46、議案第58号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第44、議案第56号「能登町固定資産評価員の選任について」から、日程第46、議案第58号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議することに決定しました。

議案第56号～議案第58号

議長（市濱等）

ただいま先議することに決定しました日程第44、議案第56号「能登町固定資産評価員の選任について」から、日程第46、議案第58号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（市濱等）

お諮りします。

議案第56号から議案第58号までの3件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（市濱等）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第56号「能登町固定資産評価員の選任について」、能登町字寺分、野口隆氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第57号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、能登町字石井、江端由爾氏の選任について、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第58号「能登町教育委員会委員の任命について」、能登町字鶴川、濱高芳美氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

休 憩

議長（市濱等）

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は11時25分といたします。（午前11時15分）

再 開

議長（市濱等）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時25分再開）

次に、議案第15号「令和8年度能登町一般会計予算」から、議案第55号「能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」までの41件について質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。質疑はありませんか。

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

それでは質問をさせていただきます。

令和7年度の補正予算の概要のところの繰越明許費について質問をいたします。

この7年度についての繰越明許費は149億余りになっておりますが、これと合わせて、新しい年度、令和8年度の390億と合わせると、合計で540億ぐらいになって、仕事の量はかなりのボリュームのある予算になっています。

それで、この繰越明許費149億、かなり大きな数字ですので、これだけ残ったという原因と、その理由、そして最後に主な事業をちょっと挙げていただきたいと、このように思います。

議長（市濱等）

企画財政課長 吉村泰輝君。

企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、ご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、令和7年度一般会計補正予算（第7号）で計上されております繰越明許費149億3,337万円につきましては、令和7年度に予算計上をいたしましたけれども、年度内に工事着手または完了ができなかった事業でありまして、これを令和8年度へ繰越しして執行するというものでございます。

こういうことになりました主な要因といたしましては、まず、災害復旧工事の実施に当たりまして、その前段となりますコンサルタントへ委託しております詳細設計、いわゆる実施設計の業務の進捗の遅れが生じているということによるものでございます。

主などういうところが遅れているのかということでもありますけれども、主に道路、河川、漁港、そして農地、農業施設など、災害復旧工事におきまして、コンサルタントによりまして詳細設計の作成に時間を要しているということ。

そして、建設資材の調達の影響などにもよりまして、年度内完成が困難となっているものなどがございます。

また、繰越明許費の中には、農業機械再取得等支援事業補助金というものがございます。これは農業機械格納庫の建設、農業機械の再取得に対する補助金制度でございますけれども、能登地域全体が復旧工事を同時期に、一緒に始めているということから、建設事業者の確保が難しい状況となっていることも一つの要因として挙げられると思います。

いずれにいたしましても、引き続き事業の円滑な実施に向けまして鋭意取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

全体的には、コンサルティングの設計の遅れということなんですね。

これは、もともと数量的に多いから遅れているということになるんけ。そういう話なのかな。

議長（市濱等）

企画財政課長 吉村泰輝君。

企画財政課長（吉村泰輝）

設計に時間を要しているという主な理由といたしましては、まず、震災の影

響によりまして被害箇所が広範囲かつ多数に及んでいるということから、現地での調査、そして測量にかなりの時間を要しております。

このようなことが要因となっております、設計に時間を要しているという状況でありますので、我々とすれば、引き続き事業の円滑な実施に向けて、引き続き鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

もう1点、お願いします。

先ほどの説明で、農業機械なんかの納入が遅れたという話でしたけど、それについては、需要の枠はもう決まっておるけれども、その供給が追いつかないというような理解でいいのか。

議長（市濱等）

企画財政課長 吉村泰輝君。

企画財政課長（吉村泰輝）

農業機械再取得等支援事業補助金につきましては、これは、いわゆる農業事業者が被災をいたしまして、格納庫の建設ですとか被災した農業機械を再取得するというような事業でありますけれども、これにつきましては、議員さんおっしゃるとおり、建設費、そして再取得費につきましては、交付決定をいただいている事業も多々あるわけでありますけれども、ただ、能登地域全体が被災しておりますので、なかなかそういった面で建設事業者の確保が難しい等々の問題があつて、繰越しになっていると聞いております。

以上です。

議長（市濱等）

ほかに質疑はありませんか。

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

議案第39号、能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置、管理に関する条例の廃止について、3点お願いいたします。

本条例を廃止した場合、当該施設は行政財産としての位置づけを失い、健康福祉施設として、また再開するには新たな条例の制定が必要になるという理解でよいのか。

もう一つは、本条例の廃止は、当該敷地において、健康福祉施設としての機能を将来にわたり設置しないとの政策判断を含むものか。

そして最後に、現在、同一敷地内の交流棟ではNPO法人が活動を継続しており、また、今後は施設利用の公募を行う予定であると聞いています。公募の結果や具体的な活用方針が確定していない段階で、設置管理条例を先行して廃止する理由は何か。

この3点についてお答えください。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

ご質問に答弁させていただきます。

今回、なごみの設置及び管理に関する条例の廃止について提出した理由につきましては、能登半島地震により、浴場、プール棟は大規模に損壊しており、復旧が困難であるという判断の下、現在の施設の状況が健康増進施設としての機能を有していないことから廃止条例を提出したものです。

条例廃止後は、当該施設は行政財産ではなく、普通財産としての取扱いとなります。

なお、新たに健康福祉施設を設置する場合には、新たな条例が必要となります。

議長（市濱等）

企画財政課長 吉村泰輝君。

企画財政課長（吉村泰輝）

企画財政課からも答弁させていただきたいと思います。

まず、なごみの跡地の当該敷地におきましては、新たな健康福祉施設を整備することは、現時点では非常に困難であると考えております。

しかしながら、温泉プール機能の確保につきましては、個別施設計画に基づきまして今後も検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

続いて次に、今回の提出時期についてなんですけれども、現在、交流棟で活動しているNPO団体は、令和8年度末で活動終了予定のため、令和9年度以降も交流棟のスムーズな活用を促す場合には、日程的に令和8年度中に公募を実施する必要があります。

また、広く利用の公募をかけるためにも普通財産としての取扱いが必要となりますので、今回の時期に提出させていただきました。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

これは単なる一施設の廃止だけではなく、町全体の復興計画の根幹に関わるものだと私は思いますので、この後、一般質問及び議案の質疑、討論で、また自分の意見を言いたいと思います。

以上です。

議長（市濱等）

答弁は要りませんね。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（市濱等）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号「令和8年度能登町一般会計予

算」から、議案第55号「能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」までの41件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第55号までの41件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（市濱等）

日程第47、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、明日から15日までの9日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、明日から15日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。次会は、3月16日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（市濱等）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前11時38分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (市濱等)

ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (市濱等)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしく願いをいたします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、順に発言を許可します。

1番 松本光雄君。

1番 (松本光雄)

おはようございます。私も初めてのこういう議場での質問でございますので、多少矛盾したことがあるかも知れませんが、その点をご了承くださるよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、残念ながら我が町も少子高齢化、そういう問題になっております現状ではないかと思えます。それに残念ながら輪をかけて、今まで能登に味わったことのない大地震、それに豪雨。非常に混乱。今見ると情けない姿になっているのが現状でないかなと思えます。町全体も情けない現状になっているその段階で、心の中までひよっとしたら乱れている人も多いように思えます。だけど、いつまでもそういうことにこだわっておっても仕方ないもので、ここでみんなが少しでも前向きに取り組むようなことを考えていくべきじゃないかと思えます。僕は僕なりに考えたことをこれから質問します。

というのは、我々は素人なり、職業も特別な職業を持っていない。ほんのさ

さやかなことでも前向きに取り組むために、僕は、目の前にある海岸、その海岸を生かすことに注目しました。

海岸線、穴水の境界から恋路海岸までの間、ざっくばらんで30キロぐらいあるんじゃないかなと思うんですよ。その海岸をいかに生かすかということを考えてわけなんですけれども、それにはまず漁業権という問題が発生しております。

その漁業権の問題は、ちょっとこっちに置いておいて、海岸線をいかに生かすか。そこには、みんなが利用できるし、みんなが参加できる可能性があるんじゃないかなと思うんですよ。

まず、あっちこっち調べた段階で、今の子供はかわいそうやと。なぜか言うと、わしら若いときは海に出て腹いっぱい遊んだもんやと。今の子供は、目の前にすてきな海岸がありながら利用できない。かわいそうやわいね。わしら子供の時分な、ばあちゃんらっちゃやけど、先輩の人たちが、おい、今日はアオサ取りに行つてこんか、アオサ取つてきて、晩になったらお母さんがアオサの酒の粕汁、思い出すわいね。また、ある人は、今日はシタダメ取つてこんかと。シタダメ取つてきて、夕飯食べた後に家族団らんでシタダメを湯がいて、縫い針にシタダメの身を取つて、身よりもお尻のほうが甘かったと、そういう美談な話も聞きました。懐かしい話でした。

そういうこともあって、どうでしょうか。その海岸をうまく利用する。利用している間に少しでも金になることのアイディアが浮いてくると思うんですよ。

また、ある人は、秋になると浅いところへタコが来るもんで、タコすかしに行つてきたわいねと。あれも悪うなかつたがね。ようけ、タコ取つたときは近所の者呼んで、おい、今晚一杯やらんかと。あれも懐かしいことですよと。

そういうことを聞いたときに、やっぱり海岸線を生かして、難しいことないから、田んぼや畑と違って、どっちか言うたら楽やから、そういうことで、まず子供たちも利用できる。海行つて遊ぶことも子供が知恵つく。そういうことなんで、とにかく海岸線の漁業権の問題は後で何しますけど、まず、海岸線を生かして何とか少しでも、最初から我々素人はほんな頑固な事業というのは無理なんで、将来数年先に事業を起こすという前提の下に、今、小さい事業を取り組む、そういう必要があるんじゃないかと思ひますので、海岸線を利用して何とか知恵をつける。そこにおいて、みんなが団結心も出てくる。それで集まってくると、体も動かすから健康な体にもなる。グループの会話にもなる。そういうことを考えたときに、最初からそんな頑固な事業という、これは無理なんです。だから、数年先の企業をつくるための今、基礎づくりに海岸線を利用してどうでしょうかということなんです。

そういうことなんで、町長、どうでしょうか。

議長（市濱等）

農林水産課長 仲谷宗君。

農林水産課長（仲谷宗）

それでは、松本議員の質問に答弁させていただきます。

当町は、鵜川地区から恋路区まで約48キロメートルの海岸線を有しております。海の恵みが豊富な自然環境もございます。身近な海辺に生まれ育った私たちにとって、この海に親しみや関わりを持ってもらえる取組は、とても重要と考えております。そのことが、地域の活性化や大切な海辺を後世に伝えることにつながると思います。

ただ、今回、松本議員さんからご提案を受けた海岸線から海のほうにおいて、誰もが海藻とか貝類の採取ができるようにすることで、海辺の楽しさを感じてもらったり、将来的には稚貝の放流とか育成、採取などの事業展開というのを将来的に考えるというご提案については、とても難しい面が多いと判断しております。

議員さんも、先ほどからおっしゃっておられた漁業権という法律上の問題が重くのしかかります。やはり、海でなりわいとして生計を立てている漁業者の皆様のご権利を守るという漁業権の制度を基本とすることが大事だと思いますので、どうぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（市濱等）

1 番 松本光雄君。

1 番（松本光雄）

今の一番ポイントは、漁業権の問題であります。僕も先立ってから、もうはや一月も二月も前からですけども、この町に漁業という名が2つありまして、まず、小木、その次、能都漁業組合。

まず、先に小木の漁協へ行ってきました。今は個人的な立場で今日は来たんですよと。将来に組織として、この海岸線を利用して地域の産業として取り組みたい、将来は組織として参る予定ですけど、今日は個人的な立場で来ているんですと。概略的には海岸線利用、ほんで何したら参事が相手にしてくださいまして、地域としてはプラスの話だから特別反対する必要もないかな、いい話やからね、そうおっしゃられ、次、能都の漁協さんにお伺いしたとき、営業部長さんがお会いしていただいて、それもこうこう話しましたら、別に悪い話ではないから、だけど今、即決に、そのための話のために総会するわけに

もいかんから、そういうチャンスがあったときに何しようという、そういう前向きな、そのときも今は個人的な立場で来ているんですが、次は組織をつくってお伺いしようということで行ってきております。

次、宇出津新港に石川県水産総合センターというのがあります。そこにも2回、センター長とお会いしていろいろこう話したら、そこも前向きに、県へ行ってこれこれの話が地元から出ているからと行って話をしてきますって、そういう言葉をもらっております。

次に、越坂のあそこに養殖したり何だり、そういうのがの研究所が、そこも行っていろいろ話したら、いや、それがうまくいったら養殖関係いろいろな、自分たちのノウハウ、全面的に協力しますから頑張りましょうという、そういういい話をもらってきております。

とにかく今は、漁協さんたちと漁業権の話をうまく話つける。これが一番大事なポイントになっておりますもんで、その話をするための委員さんを町のほうで選んでほしいなと思っておりますもんで、どうでしょうか。

議長（市濱等）

農林水産課長 仲谷宗君。

農林水産課長（仲谷宗）

松本議員の質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、やはり漁業者の権利、つまりなりわいを守る漁業権というものがございまして、職員を選任することができない点について、ご理解願います。

議長（市濱等）

1番 松本光雄君。

1番（松本光雄）

何をするにもそんな簡単に、はい、そうですかというわけにいかんのがこの世なんですよ。そのいろんな問題をクリアし、努力して、そして進めるのがこの世の中なんですよ。何回でも何回でもそういう話を持ち出して、そして進むのが人間なんですよ。

そういうことなので、お互いに何回も話をして、前向きに取り込むことを望みます。

次、それがうまくいった段階で、何をするにも人手が要る、資金も要る、そういうふうな点も考えておいていただければ幸いに思いますもんで、いかがで

しょうか。

議長（市濱等）

農林水産課長 仲谷宗君。

農林水産課長（仲谷宗）

松本議員の質問に答弁させていただきます。

繰り返しの答弁になって申し訳ないんですけども、やはり漁業権の制約がございますので、今は人手や資金についても検討できない旨、ご理解をお願いいたします。

議長（市濱等）

1 番 松本光雄君。

1 番（松本光雄）

前向きに取り組むということは、そんな簡単にいかんのがこの世なんですよ。私も、微々たる事業なんですけど、1つの問題に7回も8回も通いました。そういう経験もあります。だから、目標を1つ持って進んで進んで進んでいくのが人間社会なんですよ。

そういうことで、いろいろと難しい問題があるのが当たり前なんですよ。そこをクリアするのも当たり前なんです。そういうことで、前向きにみんなで今後取り組んでいくことを願って、私の質問終わります。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、1 番 松本光雄君の一般質問を終わります。

それでは次に、4 番 馬場等君。

4 番（馬場等）

改めておはようございます。一般質問の前に少しかお話をさせていただきます。

今年の1月1日で、令和6年能登半島地震から2年経過をしました。この2年間で、奥能登2市2町から減少した人口は7, 777人。この数は震災前の穴水町の人口を上回る規模となっております。能登町においても、この2年間で1, 433人の人口減少となっております。人口減少のペースは、徐々に鈍化しているものの、依然として人口流出に歯止めがかかっているとは言えない

状況にあります。

町長には、住まいやなりわいの一日も早い復旧・復興の政策はもちろんのこと、今この町に住んでいる人たちが、将来に希望を持てるような政策を打ち出していきたいと思えます。住んでいる人の心の復活こそが、町の復活のエネルギーにつながると私は信じております。

それでは、通告に従って一般質問を始めます。

まずは、能登町防災会議委員構成について伺います。

令和6年能登半島地震では、避難所運営や被災者支援の場面において、女性や高齢者、障害者など、多様な立場の視点を防災施策に反映することの重要性が改めて認識されました。特に避難所運営では、女性を中心となって環境改善や被災者支援に取り組む場面も多く見られ、女性の役割の重要性を強く感じました。これまでも、私は一般質問で何度もこの重要性を取り上げております。繰り返し指摘しておりますが、現在の町の防災会議の女性における人数を見ると、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

こうした中、今回の3月の定例会において、能登町防災会議条例の一部を改正する条例が議案として提出されています。この改正では、防災会議の委員数をこれまでの13人以内から20人以内へと増員することとされております。

そこで伺います。今回、このタイミングで条例改正を行う目的は何か、また、委員数を増員することによってどのような効果を期待しているのか、町の考えをお聞きします。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

それでは、馬場議員の質問にお答えいたします。

能登町防災会議条例の一部を改正する目的と効果であります。防災会議における女性参画の促進のほか、令和8年度から見直しを予定している能登町地域防災計画において、女性や医療、福祉の視点を反映させ、これまでの計画よりも実効性の高い計画にしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

次の質問は、順番を入れ替えて3を先に行います。このことは、担当課と議長にはお願いしてあります。

それでは、国や県の防災会議における女性参画についてをお聞きいたします。

国は、地域防災会議における女性委員の割合を2025年までに30%程度とする目標を掲げていたと記憶しております。

ちなみに、現時点での能登町の防災会議における女性委員は、たしか教育長1人のみであり、現時点での能登町の割合としては7.7%となっております。

そこで、改めてお聞きします。国の防災基本計画や県の地域防災計画において、防災会議への女性参画についてどのような指針や目標が示されているのか、また、それを踏まえて町ではどのように対応していく考えなのか、お聞きいたします。

議長（市濱等）

総務課長 山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

それでは、答弁させていただきます。

国の第5次男女共同参画基本計画では、国の審議会等委員等に占める女性の割合の目標値は40%以上60%以下とされております。また、石川県の男女共同参画プランでは、県の審議会等委員への女性の割合としては50%を目標とされています。

本町では、第3次能登町男女共同参画行動計画におきまして、町の審議会等に占める女性の割合の目標を30%以上としております。これを受けまして、町としては、防災会議においてもまずは町の計画である30%となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

過去、何回も女性の参画のお願いはしたわけなんですけど、そのたびにこれからそのように1人でも多くの女性に声をかける、次回は必ずそういうふうな女性参画を一生懸命やるというか、前向きに捉えるということで、なかなかそう言われておっても、一番最初、令和3年やったと思うもんで、もう4年かがつつんですけど。

そこで、なぜ女性が増えないかというのは、やっぱりその選定の仕方にある

んじゃないかなと思ひまして、今回、震災の、ちょっとまた戻りますけど、今回、震災の教訓を踏まえると、防災会議の女性の参画拡大をはじめ、災害時要配慮者や地域の多様な視点を防災施策に反映させることが重要であるのは言うまでもありません。

そのためには、今までのような防災関係機関や団体の代表者に限らず、地域の実情を踏まえた多様な人材を委員として選任することが必要だと考えます。その実現のために、委員の選定の在り方についても見直しを検討する必要があると考えますが、町の考えをお聞きします。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

お答えします。

来年度から増員を予定している新たな委員の案としまして、女性の視点を反映させるため、例えば役場職員の管理職、消防団員、そして防災士会、また、高齢者、障害者など災害時要配慮者の視点を反映させるため、医療関係者、福祉関係者などが考えられます。

先ほど議員がおっしゃいました、地域からということも考えていきたいというふうに思っております。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

このような大変大きな災害を受けて、本当に教訓として、やっぱり次の災害に備えるということも含めて、防災会議にぜひ女性の参画、また災害弱者の視点を入れていただくようお願いいたします。

次に、新防災備蓄倉庫について伺います。これも、今回の議案に載っておりますので、関連して一般質問を行います。

現在の防災備蓄倉庫の在り方についても、私は何回も、あの場所が果たしてふさわしいのかということは何回も取り上げました。今回、新しい備蓄倉庫ができることは大変喜ばしいと思いますが、幾つか確認しておきたい点がありますので、お聞きしたいと思います。

令和6年能登半島地震では、地震や土砂災害の影響により、道路が寸断され、被災地域への物資輸送が困難となる状況が各地で発生しました。とりわけ、山

間部や集落部では土砂崩れや路面の陥没などにより、車両が通行できず、救援物資の搬入や支援活動に時間を要する場面も見られました。こうした震災の教訓を踏まえ、来年度予算に新たな防災備蓄倉庫の整備計画が示され、その設置場所はながさかパークとされております。しかしながら、今回の震災では、ながさかパークへ向かう主要道路は土砂崩れや陥没が発生し、震災直後には通行ができない状況が生じていたと思います。そのため、備蓄倉庫の設置場所を検討するに当たっては、災害時における道路状況や地盤条件、物資輸送ルート of 確保などを十分に考慮する必要があると考えます。

そこで、新たな備蓄倉庫をながさかパークに決定することに当たり、立地条件や災害リスク、輸送ルートの確保といった観点からどのような基準で検討が行われ、その結果としてながさかパークを選定されたのか、伺います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

新防災備蓄倉庫の整備については、備蓄の機能を有し、かつ発災後の支援物資の受入れ機能を有した物流拠点施設であります。そのため、幹線道路からのアクセスに優れ、大型トラックが容易に乗り入れでき、6台程度待機可能な場所で約1,000平方メートルの倉庫が建設できる場所を条件として検討いたしました。これは、能登半島地震後の物資拠点であった柳田体育館での経験を踏まえたこと、また、3月末に更新する備蓄計画に基づいたものであります。

受入れまでの経路である宇出津町野線は、長坂から上町交差点において多少の段差が生じましたが、通行に支障はありませんでした。このことから、土砂災害警戒区域でもなく、能登半島地震でも被害も少なかった、ながさかフルーツパークを選定いたしました。また、物資の配送に関して、道路災害を考慮することは非常に困難であり、被災時は確実に届けられる道を探りながらの配送となります。実際、能登半島地震発災直後も随時現地を確認しながら配送経路を確保し、また、孤立集落などへの配送については早期の道路啓開ができない場合は、徒歩や自衛隊等の協力により配送することとなります。

配送ルートは、災害の規模や種別のその時々状況により現地を確認しながら確保するものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

現在の町の備蓄倉庫がほとんど機能を果たしていないような状況で、早めに今回、新備蓄倉庫を新たな場所に、今現時点においては一番適正かなという町長の判断だと思います。災害はそのときそのときですから、どういう状況になるかは前もって分かりませんが、できるだけそういうことを想定してひとつやっていたきたいと思います。

それで、災害においても一つ大事なこと、備蓄品の保管体制について伺います。

これまで、町の防災備蓄品は、町の防災備蓄倉庫に約半分を保管し、残りの半分を学校施設などの公的施設において、地区の人口に応じて複数の場所に保管してきたものと認識しております。しかし、今回の震災では、道路の寸断などにより物資供給が困難となる状況も見られたことから、備蓄体制の在り方についても改めて検討する必要があるのではないかと考えます。

また、人口減少や学校統合等により公共施設の状況も変化している中で、今後の防災備蓄体制について分散備蓄を基本とするのか、それとも一定の集中備蓄を中心とした体制としていくのか、あるいは、分散備蓄と拠点備蓄を組み合わせた体制としていくのか、町の基本的な考えを伺います。

議長（市濱等）

総務課長 山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

それでは答弁させていただきます。

3月末に更新いたします備蓄計画では、県が公表しました町で最大の避難者数となる七尾湾東方断層帯による地震、津波を想定し、想定避難者数を最大7,000人としております。そして、この7,000人分の3日分の備蓄とする予定であります。

更新いたします備蓄計画は、各指定避難所での避難者と一定数の物資引取者を想定いたしまして、必要人数を算出し、備蓄量を決定する予定であります。

食料や水など配備が必要な物資を選定いたしまして、各指定避難所に1日分、備蓄倉庫に2日分と、それ以外の物資の配備、備蓄を行う予定であります。

備蓄基本方針は、分散と集中拠点を併せ持ちましたハイブリッド型の計画としております。指定避難所の備蓄につきましては、倉庫の広さが施設ごとに違うことや、かさばる物資もあるため、全てを指定避難所で配備することは困難であります。毛布やパーティションなどの備蓄品につきましては、備蓄倉庫で保管し、随時配送を行うこととしておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

そうしますと、分散備蓄と拠点備蓄を組み合わせたハイブリッドでいくということですね。

それで、次は現状ですね。新しい備蓄倉庫ができるまで、これは災害というのはいつ発生するか分かりません。現状の防災備蓄品の保管体制について伺います。

現在の備蓄体制において、今ほど課長のほうは少しお話しされましたけど、一応質問として書いてありますので、現在において備蓄保管体制はどのようになっているのか、どこでどのように保管されているのか。学校関係とか備蓄倉庫、それも含めて、例えば今回の震災では集会所というのは非常に、指定避難所が41のところの半分しか使えなくて、集会所がその代わりになりました。そういった意味で、現在の備蓄体制についてお聞きいたします。

お願いします。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

能登半島地震及び奥能登豪雨において、旧上町保育所の備蓄倉庫は施設の被害がありませんでしたので、新防災備蓄倉庫が完成するまではこのまま利用いたします。そのほかについても同じです。

既存倉庫が洪水浸水想定区域内に位置するリスクは認識しておりますが、備蓄については従来どおり指定避難所に一定数の配備を図っており、特定拠点への集中リスクを軽減しております。保育所であるため、荷物の搬入出は人力作業となりますが、新備蓄倉庫の完成までは職員により運用してまいります。

新備蓄倉庫の供用開始までに能登半島地震のような大規模災害が発生した場合について、早急に受入れが可能な既存施設を選定し、対応したいと考えております。

改めて、町民の皆様には、物資配布などの公的支援が発災直後では滞る場合がありますので、食料、水などの備蓄をお願いしたいというふうに思います。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

公的備蓄とともに自分らが、やっぱり災害を経験した住民としては、やはり自分らで自分の命を守るというふうな意味を込めて、家での備蓄ということも必要かなと思います。そういうことでお願いいたします。

それでは、最後の質問です。この質問は私は何回もやっております。能登町能登七見健康福祉の郷なごみについて伺います。

震災以前、本施設については大規模改修の計画が検討されておりました。また、震災後の令和6年5月24日に開催された鶴川地区地区別懇談会においても、住民から早期復旧を求める声上がり、当時の町長からは復興計画に反映させたいとの説明がありました。さらに、現町長もたしか選挙公約の中で、なごみの再建に触れていたと記憶しています。

しかし、令和7年12月1日に示された第2期能登町公共施設個別施設計画、このときは案でした。では、なごみの温泉・プール棟を除去する方針が示されました。これを受け、鶴川地区及び周辺住民の間で再建を求める声が高まり、署名活動が行われ、町内外から約1,000名の署名が集まりました。今年の2月12日に、なごみの温泉・プール棟の再建を含めた検討を求める要望書を署名とともに町へ鶴川地区区長会名で提出されております。

そして、これに対する町の回答は、なごみ温泉・プール棟は除去とし、交流棟についても来年3月末までの利用とした上で、その後は施設利用の公募を行い、応募がない場合には除去する可能性があるという回答でした。また、なごみが担ってきた健康づくり、介護予防、地域交流、指定避難所としての機能については、ほかの施設で代替できるとの説明がありました。

そして、さらに今回の3月定例会には、なごみの設置及び管理に関する条例の廃止議案が提出されております。この議案が提出されたということは、施設を行政財産として維持するのではなく、普通財産として整理していく方向を示しているのではないかと考えます。これはすなわち、なごみがこれまで担ってきた健康増進や地域交流などの機能について、今後、この地区においては行政として施設を設置して担う必要がないという政策判断にもつながるのではないかと受け止めています。

ただ、現在も交流棟では食堂の営業や地域イベント、軽い運動、子ども食堂などの活動が行われている中で、施設全体の設置及び管理条例の廃止議案が提出されたことは、私は大きな疑問を感じております。

そこで、今回の条例廃止議案を含め、なごみをめぐる町の方針について質問を行います。

まず初めに、今回のなごみの温泉・プール棟の除却方針は、地震による被害状況や立地条件、安全性といった個別施設の問題による判断なのか、それとも公共施設配置や地域拠点の在り方を見据えた政策判断なのか、町長の認識を伺います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

温泉・プール棟の除却につきましては、被災状況の甚大さと復旧に要する多額の経費が主たる理由であります。施設の被害状況につきましては、昨年6月議会でもご説明したとおり、構造体、配管、機械設備等に複合的な被害が生じており、同規模での復旧には10億円を超える事業費が見込まれております。また、現在も応急仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされている被災者が多くいる中、災害公営住宅の整備をはじめとした住まいの確保を最優先に取り組んでいかなければならないと強く認識しております。

ほかにも、道路、上下水道、学校など優先的に復旧すべき施設が数多く残されている状況において、こうした多額の復旧経費を温泉・プール棟に投じることが現実的に困難であると判断いたしました。

そのため、公共施設個別施設計画において、これまで「維持」としていた温泉・プール棟の方針を「除却」へと変更したものであります。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

ただいまの答弁では、なごみの除去方針は個別施設の安全性などを踏まえ、判断されたとの説明でありました。

次に、復興計画と個別施設計画の整合性について伺います。ここで、能登町における主な計画の位置づけについて確認いたします。ボードを1枚用意しました。（ボード提示）

大変小さい字ということで、議員の皆さんには不評やったんですけど、本当に見えないね。

能登町には、将来の姿や方向性を示す上位計画として、能登町第2次総合計画、第2期能登町創生総合戦略、そして震災後新たにつくられた能登町復興計画があります。これらは、町の将来のまちづくりの方向性を示す基本計画です。

その下にある計画の1つに、公共施設の将来の在り方を示す能登町公共施設等総合管理計画があり、さらに、その具体的な実行計画として個別施設計画が位置づけられると私は理解しております。つまり、七見健康福祉の郷なごみという個別施設の除去などは、本来、上位計画を具体化するための実行計画であると私は考えております。

そこで伺います。復興計画においては、鶴川地区を地域拠点として位置づけておりますが、今回のなごみの除去方針はこの地域拠点の考え方と整合しているのでしょうか、疑問を感じております。町の説明では、温泉機能は既存施設、プール機能は新たな場所、交流機能は公民館整備時に確保するとのことでした。しかし、現時点では、それぞれの整備時期や具体的な内容は明確に示されておりません。地域拠点の機能を維持する観点から、これらの機能を今後この地区でどのような形で確保していく考えなのか、町の見解を伺います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

これまで、なごみが有してきた健康増進、介護予防、地域交流などの各機能につきましては、施設単位ではなく機能単位で捉え直し、それぞれの機能をどの施設、場所で担うかという観点から、公共施設全体の再編の中で検討を進めているところであります。

具体的には、温泉・入浴機能につきましては国民宿舎能登やなぎだ荘や能登縄文真脇温泉、民間の温浴施設等との連携、活用を基本としながら、地域全体として機能を維持する方向を検討しております。

プール・健康増進機能につきましては、新設体育館への屋内プール併設等も視野に入れながら、スポーツ・健康づくりの場として確保する方向で検討しております。

また、地域交流・憩いの場機能につきましては、公民館機能の強化等を視野に入れながら、地域視点にふさわしい形での維持、充実を検討しているところであります。

いずれの機能につきましても、現時点で整備時期や具体的な内容をお示しできる段階ではなく、議員がご指摘のとおり認識しており、地域の皆様に安心していただけるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

地区別の復興まちづくり計画の整合を図りながら、復興の進捗状況について随時公表し、町民の皆様へ速やかにお伝えできるよう取り組んでまいります。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

ちょっと長々と自分も説明しましたんですけど、町の基本計画がいろいろありまして、上位計画とその下に公共施設があって、その下に個別施設計画があると。個別施設計画が、それが安全性が担保できないから潰すんじゃないくて、やっぱりその一番上にある災害に遭った後の復興計画、それは鶴川地区、ほかの地区も含めて、地域拠点としてまちづくり、10年先、20年先に残すということを考えるならば、果たして鶴川地区のその地域から、地域拠点の1つであり、いろんな交流の皆さんがたくさん利用されていたその施設を除去してしまうということは、まちづくりにとって、復興計画にとって整合性があるかという問題だと思います。

それともう一つは、最後に、安全性評価と制度上の整理について伺います。

町は、なごみの温泉・プール棟については、立地上の安全性などを理由に除去するとしていますが、一方で、同一敷地内にある交流棟については、公募による利活用を検討するとしております。同一敷地内の施設でありながら、棟ごとに異なる判断となった安全性評価についてどのような考え方に基づくものなのか、伺います。

また、施設利用の公募を予定しながら、なごみ全体の設置及び管理条例を廃止するという制度上の整理についてはどのように考えているのか、併せて伺います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

施設ごとに異なる安全性評価の考え方につきましては、プール棟と交流棟は一体の建物ですが、両棟の地盤高には約5メートルの高低差があり、立地条件が異なります。プール棟は傾斜地にあり、大規模な損壊が発生しているため、防災面から現在の場所での復旧、維持は困難と判断いたしました。一方、交流棟は被害が少なく、また、平地に立地していることから安全に利用できると判断いたしました。

次に、条例廃止と公募の整合性についてであります。現行条例は施設全体を対象としたものでありますが、温泉・プール棟の除却により、当初、行政財産として設置した能登七見健康福祉の郷なごみとしての一体的な利用が見込めな

くなることから、条例を廃止するものであります。公募については、広く民間等の利活用を促すため、条例を廃止し、公募するものであります。

要するに、建物の現状に合わせた、そして現状に応じた賃貸借契約を行い、残った建物をできるだけ長く、地域の皆さんのために使っていただくためのものであります。なくすためのものではありません。

以上です。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

今、町長が言われた、なくすためのものではないということで、少し。

温泉・プール棟の再建というか、それはもちろん、そんな前と同じような大きなものを再建してほしいということは、そういうことは考えておりません。要するに、あの施設、なごみという施設、それが交流であって、いろいろな人が来られて、鶉川地区というか、鶉川地区を含めてあの周辺、そういう人が非常に利用されていたし、それによって健康も維持されていた人がおります。それを分散してもできるやろうというんじゃないくて、やっぱりそういういろんな機能が1つの施設にまとまっていたというその価値というものは計り知れんものがあると思います。だから、大きさはこだわらず、できればあそこに今の交流棟を含めたそういう小さな温泉でも、せつかく温泉の源泉があるのなら、そういうのを利用して再建の可能性を残していただければなと思います。

最後になりますが、鶉川地区は、復興計画においては一応地域拠点として位置づけられております。また、なごみはこれまで健康増進や介護予防、地域交流の場として多くの町民に利用されてきた施設であり、実は震災後も地域の拠点としての役割が期待されておりました。しかし、今回の方針により、震災で大きな被害を受けたこの地域がさらに衰退してしまうのではないかという不安の声が地域住民から多く上がっております。

今回提出された要望書には、短期間で約1,000名の署名が集まっており、私は、地域住民の強い思いの表れであると受け止めております。こうした住民の声や、復興計画における地域拠点という位置づけを踏まえ、町長には、なごみがこれまで地域の内外に果たしてきた機能、そして、震災後の今こそ必要とされる役割について、改めて地域と協議し、検討する場を設けていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、4番 馬場等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩いたします。

11時15分から再開いたします。（午前11時02分）

再 開

議長（市濱等）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前11時15分再開）

それでは次に、5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。よろしくお願いいたします。

今年の1月6日に、公明党の能登支部の方とともに町長に要望書をお届けいたしました。要望書の内容は、昨年12月の物価高騰に対する物価高騰重点支援の地方交付金の使い道についての要望でございました。

その要望につきましては、まず1つは生活者支援、そしてもう1つは事業者支援ということで、事業所の支援ということで要望をまとめて提出をさせていただきました。

この中の生活者支援につきましては、今現在、ひまわりカードのポイントの拡充という形で給付の事業が今進められているところでございます。非常にありがたい話だなと、この時期に応じた施策であったと、このように思っているところでございます。

それに対しまして、事業所の支援としましては、1月の末の1月議会におきまして、福祉事業所とか介護事業所に対しての支援の事業が入ってございましたので、そういったところも評価するところでございますけれども、今回はそれと併せて、全体的な事業所、介護とか福祉以外にもたくさんの事業所、お聞きしますと、町内におきましては事業所としては登録730ぐらいあるらしくて、また、さらに商工会との連携が取れているところが500以上の事業所があるということでございますので、そういった意味では介護事業所、福祉事業所以外にまだまだたくさんの事業所を能登町は抱えながら、こうして今、なりわいを続けているというのが今の状況であろうと思うんですね。

そういった意味では、今回、事業所の支援として何かできないのかと、こんな思いで質問をさせていただきたいと思っております。

時代は本当に変化して、今も国際情勢と併せますと大変な物価高騰の波にさらに覆われていくような、そういった感じになってきています。環境もさらに変わっていきます。また、町としても人口もだんだん減少してくる。そしてまた、前回言われている少子高齢化ももっともっと進んでいくだろうと。このままずっと変わらないでいくということはありません、そんな状況の中に私たちは今いるんだということを考えますと、これに対して対応できるのは何かということなんですけれども、単にお金があればいいというわけではなくて、本当に大事なことはこの変化に対応できるような人材を事業所としてどうそろえて、そしてその変化に対応していくことができるのかということが非常に大事ではないかなというように思っております。

先般、事業所のほうへ伺いまして、今の事業所の状態がどのようになっているのかなということをお聞きしている中にありまして、6年の震災に遭いましてから本当に事業所自体が被害に遭って、そして、そのままの営業がなかなか続けていかれないので、営業時間も短くして、そして何とかやってきたという話でございました。そうした中であつても従業員の方々が辞めることなく、ずっとこのまま、もちろん短縮された時間ですので給料も安くなったわけなんですけれども、その中であつて、なおかつ今のこの苦境を乗り越えなくちゃいけないということで、事業主と一緒に頑張ってくださったということ、その感謝のことをお聞きしました。

私は、ただ単にお金だけじゃなくて、そうした雇用環境、就業環境、要するに従業員自身が自分の人生を豊かにしてくれる、こんな仕事に就いているというこの喜びをかみしめていくような、そういった雇用環境をつくっていくことが今大事ではないかなというようにして思います。

特にこの能登町においては、後からもお話ししますが、やはり地域の差があります。地域の格差はありますし、それから事業所の規模におきましても、非常に零細企業が多い中であつて、それでなおかつ、町の基幹産業としてなりわいを支えていく事業として成り立っているわけですので、そういった意味では、町として事業所に対してどのようにしてそれを支え、さらにこれを充実、さらに前へ進めていけるような、そういった形ができないのかということを考えながら、今回質問をさせていただくところでございます。

それで、今回、事業所の支援につきましては、今現在、町が取り組んでいる事業がありますので、その事業についてちょっとお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

1つは、中小企業退職金共済制度というのがございますので、その加入に

対しての支援を町がしているということと、もう1つは、奨学金の返済の助成事業もやっているということなので、この2つについて1つずつお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

まずは、中退共加入者への助成について、この事業の制度の趣旨をお聞きしたいと思います。

議長（市濱等）

ふるさと振興課長 向井豊人君。

ふるさと振興課長（向井豊人）

それでは、田畑議員のご質問に答弁させていただきます。

中退共、これは中小企業退職金共済制度加入促進事業という事業になります。これは、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業につきまして、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に制度化されております。

この制度に加入しますと、国からの掛金助成があったり、掛金が非課税になるなど、様々なメリットがございます。

当町では、独自にこの制度に加入した中小企業者に対しまして、共済掛金の一部、具体的には最初の12か月分の納付金額の20%、従業員1人につき1万2,000円を限度に補助するという事で、従業員の福祉を増進するとともに、雇用の安定及び企業の振興を図っております。よろしくお願いします。

以上です。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

今ほどお話しあったとおり、町内において退職金の制度をなかなかつくってないところに対しての、それを助成してくれるような話としてこの制度をつくられたということでした。

私が初めて能登町へ帰ってきて、事業に就いたのはもう40年以上前ですけども、そのときには退職金の制度がなかなか零細企業はなくて、公益事業とか、それから公のそういった大きな規模の事業所であればあったんでしょうけれども、なかなか普通の零細企業ではなくて、10年勤めたけれども退職金はなく、次のところに移っていかなくちゃいけないという、本当に厳しい時代で

した。そういった意味では、この制度をしっかりと使っていただいて、退職金制度も併せて事業所で作っていきながら、勤めていくことによって次の希望とまた安心を持っていけるような、そういった制度に充実したものにしていただきたいと思いますなど、こういうふうに思っています。

事業所さん、事業主さんにつきましても、やはり今のお話しあったとおり、税制上の利点もありますので、利益がなかなか上げられない時期かも知れませんが、そうした中では、法人事業所においては損金として計算されますし、また、個人事業所としては必要経費としてこれは非課税になっていく話でありますので、そういったことの理解もまた求めながら、そういった中退共の制度の加入をさらに広げていただきたいと思いますなど、このように思っているところであります。

先にちょっとお話ししたみたいな気がしますけれども、今現在のこの事業の実績についてお聞きしたいと思います。

議長（市濱等）

ふるさと振興課長 向井豊人君。

ふるさと振興課長（向井豊人）

お答えします。

実績につきましては、町の補助制度が始まった令和4年度から7年度までの4年間で申し上げますと、合計42の事業所で、114名の方にご利用をいただいております。

以上です。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

このように今お聞きしたとおり、しっかりと事業実績も上がっているようでございます。42件の事業所がしっかりと、最低42件の事業所はもう退職金の制度もつくってある。その上でこのような形で進めているということでございますので、あとはやっぱり要望とすれば、2割以内で、上限が年間1万2,000円というのをもうちょっと拡充してもらえないかなというようなことも考えながらおるわけですが、それはこれからの課題としてどのようにして取り組んでいくかということも併せてお聞かせ願えばと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（市濱等）

ふるさと振興課長 向井豊人君。

ふるさと振興課長（向井豊人）

お答えさせていただきます。

金額の増減につきましては、ちょっと私、答えられないんですけども、加入者増に対する取組といたしまして、町のホームページや広報紙を通じまして周知を図っておるというところであります。

また、勤労者退職金共済機構からの報告を基に、対象となる事業者へ書類一式を送付しまして、提出を促す支援を行っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

ありがとうございます。

次に、奨学金の返済助成事業について尋ねていきたいと思ひます。

まず、この制度についてもしっかりとお聞きしたいと思ひますし、あわせて、現在までの実績も答えていただければと思ひます。

議長（市濱等）

ふるさと振興課長 向井豊人君。

ふるさと振興課長（向井豊人）

それでは、答弁させていただきます。

この奨学金返済助成事業につきましては、令和6年度から町独自の制度といたしまして、大学を卒業後、町内に定住し、町内の事業所に就業する方で、奨学金の返済を行う方に対し、補助金を交付することで、若者の定住促進を図ることを目的としております。

具体的には、雇用されてから1年を経過するごとに年度内20万円を上限として、奨学金返済額の3分の2を最長5年間、最大で100万円を補助するものでございます。

利用実績につきましては、令和7年度に1件、1名の方でございます。

よろしくお願ひします。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

先ほどの中退共の制度から見ますと、かなりの金額が積んであるんじゃないかなと思いますので、この奨学金返済事業につきましてはもっともっと周知をしていただければと思っています。

この返済事業につきましては、私が一般質問で提案した話でなかったかなというふうにして思っておるんですけども、そういう形の中で、今、奨学金の返済につきましては、一回奨学金を借りて返済が終わるまでになりますと、30代の後半か40代までかかってしまうというような形がこの奨学金の返済になっておるわけですね。

そういった意味では、言われているのは、結婚するがの障害にもなっているというお話も聞きますので、そういった意味では、若い人が安心して、そして将来にも希望を持っていかれるような、そんな形で支援を続けてもらいたいなと思っています。

これにつきましても、先ほどお話しあったとおり、これは税制上の優遇はもちろんありますし、さらに今国会でも奨学金の返済の減税もお話は出ておりますので、そういった意味では今後さらに注視しながら、またいろんな形でその取組をしていただきたいなという形を思っています。

今後、どのような取組をさらに考えておられるのか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（市濱等）

ふるさと振興課長 向井豊人君。

ふるさと振興課長（向井豊人）

先ほどの中退共、これも含めてこの奨学金返済支援事業につきましては、町の支援を行うことで事業主や従業員の負担を減らすことができまして、加入の促進にもつながるということでもあります。

現在は、ホームページと広報でPRを行っているところでございますが、今後はそれに加えて、町のLINEやチラシ等も活用し、また商工会等も協力し合いながら制度の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この事業につきましては、本当に就業環境、雇用環境の福利厚生にしっかりと貢献するものと思います。そういう意味では、その2つの事業につきましては細かい取組をしていただきたいなと思います。

先ほどお話しがあったとおり、商工会との連携をもっともっていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

その中で、本当に知ってほしいのは、今の事業所の現状をよくすくい上げていただきたい。いろんな課題を持っておいでだと思います。その中からまた新たな事業も出てくるかも分かりません。今のこの中退共の制度、それから奨学金の助成の制度につきまして、個別の中でしっかりと寄り添っていきながら、いろんな事業所の悩みをすくい上げて、そして次の事業に結びつけていく、そういった活動をしていただきたいなと、このように思っておりますので、どうかしっかりと、大変ご迷惑をおかけしますが、取り組んでいただきたいと思います。

それで、3番目の賃金の引上げの助成を求めるということで、出しました。

事業所の支援は、先ほどの就業環境ももちろん大事な話なんですけれども、今一番大事なのは賃金の引上げが大事なのではないかな、このように思っておりますので、最近、10月になりますと、毎年、最低賃金の引上げを数年続けてきました。この状況の中での今の事業所の様子をどのようにして認識されているのか、そこをちょっと町長、答えていただきたいと思います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

最低賃金につきましては、石川県においても近年、継続的な引上げが行われており、現在、1時間1,054円ですが、私の学生時代は500円台でありました。約30年で倍になったことを思えば大きく上昇したとも取れますし、また、この倍になるのに長い年月がかかったなというふうにも思っております。

今回の賃上げ額は70円、前回は51円と、平成以降、1桁から多い年で20円台の上昇にとどまっておりますので、それだけ急激に物価の高騰と我が

国の経済情勢が変化しているものと思っております。

こうした最低賃金の引上げは、働く方々の生活の安定と向上に資するものであり、また、消費の底上げを通じた地域経済の活性化という観点からも重要なものと認識しております。

一方で、当町を含む地方の中小企業事業者にとりましては、人件費の増加が経営に直接影響するという側面もございます。特に震災からの復興途上にある当町の事業者にとっては、その負担感は一層大きいものと受け止めております。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

認識は、ただいま町長言われたとおり、この賃上げについては本当に働く人にとっては非常にありがたい話なんですけれども、あわせて、事業所に物すごい負担がかかってきているという現状をしっかりと見ていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうにして思います。

今、震災に遭いまして、事業所におきましては、先ほどもお話ししましたが、修理とか復旧にかけて、なりわいの再建の事業をしっかりとこれはさせていただいたわけなんですけれども、そういったなりわい再建支援に当たって事業をしていくに当たって、事業再開にやっところこの負担を持ってやっとなったというところで、さらにこんなことは思ってなかったんですね。今までは、このままいけば何とかあと10年はしっかりとこのまま事業は続けていかれるというふうに予測しておったのが、全く予期しない新たな設備投資をさせられてしまったというか、そういった状況に追い込まれたのが震災の影響だったと思います。

その中であって、全国的には国は時給1,500円を目指すとか、何年前から言ってますので、そういった方向に進んでいくんでしょうけれども、ただ、非常にそういったものが事業所を継続できるのか否かというところにまでかかってくるような、そういったところに来ておるんじゃないかなと思います。

特に最近、数年続いてきましたし、今年の春闘につきましてもやはり賃上げの傾向にありますので、そういった意味ではまだまだこれは続いていく。それはさらに事業所の収益を圧迫していく話になるなというふうに思っております。

そうした中であって、町内の若い人は就業希望先で町外へ転出していくという傾向がありますけれども、さらに加えて、賃金の支払い能力が本当に大丈夫なのかと。賃金の支払いが弱い部分だけ、賃金はもちろん上がりにくいわけですし、やっぱり若い人は都会へ出ていくという傾向になってしまうんですね。

そういった意味でも、あわせて、これを全部、町が賄うことはもちろんでき

ませんけれども、事業所においてこういった支援をいただきながら、町の支援をいただきながら何とか頑張っていこうという、こういった支援が今必要なんじゃないかなというふうにして思います。

あわせて、いろんな形で町内の事業所の魅力の周知とか、働く人が満足を得られるような就業環境へとブラッシュアップしていくということが、様々な観点から町は支援をしていくべきときではないかなというふうにして思っています。

その一番の今根っこがこの賃金になっておるんじゃないかなと、このように思っています。ほかの自治体のことをお話しさせてもらいますけれども、今回の物価高騰も重点支援地方交付金につきましては、いち早く金沢は賃上げの状況をするという形で出ました。石川県につきましては、設備投資と併せて出てきておりますので、先ほどお話ししたとおり、なりわいのお金使ってさらに設備投資せよということが非常に難しいという判断で、私もこれは見ておりますけれども、金沢市については4%以上、賃上げしたところには支援をしているという事業もやっているそうでございます。

今回、最低賃金の引上げについてはなかなかご理解いただいていないところがあるような感じなので、改めてお話しさせてもらいたいと思いますけど、最低賃金は今回70円の引上げやったわけですけども、この時給70円というのは日給にしますと8時間労働で560円上がります、1日。これが20日勤務でありますと、1か月で1万1,200円も上がるんですね。私が若いときに勤めておったときは、そんな1万円も上がったことがないぐらいな状況で仕事をしていましたけれども、今、70円上げるということは1万1,000円も上がっていく。さらに、これが数人の規模の事業所ですと、月、事業主さんに言わせると5万から7万も上がる。さらに、年間にすると100万ぐらいも、企業の売上げを圧迫しておるような、そういう状況であるということをしかりと私たちは知らない、70円かっていうぐらいな感じになってしまうと、これは理解できないと思います。

そういう意味では、さらに正社員であれば社会保険料の負担も関わってくる。そういうことを見ますと、本当にもう負担だらけ、二重三重の負担が今の事業主さんにはかかっているということなんですね。

そういった意味では、どのような支援ができるのか、単純に賃上げしたがに對してしてくれというのも、私はそういう思いでお話しさせてもらっているわけですけども、本当に町としてどのような形でこの現状の事業所を救い上げていくことができるのかという観点で、どうかその部分で賃上げの助成に對してしかりと応えてもらいたい、こんな意味に思っております。

どうか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

当町では、これまでも町内における雇用の場の確保と定住の促進を図るため、各種の企業支援施策に取り組んでまいりました。また、石川県では、今年2月20日より、賃上げ事業者支援センターを開設し、賃上げに向けた国や県等の各種補助金、融資等の支援制度や、経営に関するご相談などにワンストップで対応しており、補助金の申請サポート等に関する相談等、支援機関や専門家と連携した伴走支援を行っていただいております。

ご指摘の、町として賃金引上げに取り組む企業に対しての直接補助制度については考えておりませんが、まずは商工会とも連携しながら、国、県の制度の周知、活用を促進していきたいと思っております。

引き続き、町内で頑張っておられる事業者の皆さんを応援できるよう取り組んでまいりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

なかなか直接的な賃金の助成については難しいのかも分かりませんが、いずれにしてもどういう形が今の事業所が求めている支援なのかということを知恵を出していただいて、どうかしっかりと支援をし、そして町の本当に大事な若い人も働く場ということになりますので、先ほどお話ししたとおり、事業所としたら500ぐらいあるというんですから、いろんな形のところが、やっぱり無理なところがあるんじゃないかなと、私はそういう希望も持っています。

そういう意味では、その事業所一つ一つを大事にし、育て上げていくという思いで町は見えていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

それで、最後の質問になります。

被災者の解体した跡地が非常に見えてきました。公費解体もほとんど終わったということなので、今、ぽちぽちと空いているこの被災地の状況を見られて、今、町長はどのようにして見られているのかな。また、それに対しても町の支援は何か考えておいでるのかなということをお聞きしたいと思っております。

議長（市濱等）

ふるさと振興課長 向井豊人君。

ふるさと振興課長（向井豊人）

答弁させていただきます。

能登半島地震の発生から2年2か月が経過しまして、公費解体もおおむね完了したことにより、各地域におきましては、議員さんおっしゃるとおり、更地が随所に見られる状態になっております。

解体跡地の現状につきましては、所有者の意向につきまして様々でありまして、自主再建を目指す方、災害公営住宅の入居を希望される方、または転出を検討される方など、多様な状況にあると認識をしております。

解体跡地への支援策であります。まず、固定資産税の住宅用地特例措置による軽減につきまして、これは令和7年度までの2年間実施されておりました。令和8年度税制改正大綱の閣議決定によりまして改正法案が国会に今提出されておりました。法案成立をもって今度は令和9年度まで継続されるという予定になっております。

また、令和8年度当初予算におきましてご提示いたしておりますが、公費解体等により増加しました空き地の利活用促進や住まいの確保及び景観の保全を図るために、空き地情報の登録や管理を行う制度設計を予定しております。まず、対象エリアを市街地に絞ってスタートして、状況を鑑みながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

固定資産税の減免、それから空き地をどのように活用できるかということも考えていきますよということですね。

本当にこの空き地、このままにしておくと、多分、今年、随分空き地のところに草が生えて、ちょっと見苦しい感じになるんじゃないかなと思います。それに対して、個々別々に何とかしてくれという話になってくると、高齢化した人に草刈りもしなくちゃいけないという話になってくると、これも結構きつい話だなというようなことも思っております。

そうした中であって、私、ちょっと気になるのは、少し何軒か潰れたようなところ、解体した跡地は結構広がっていますので、そこら辺の活用が何かできないのかなど。そしてまた、それに対して、ほんなら個々別々じゃありませ

るので、個人個人じゃありませんので、少し大きな形でいくんだったら何かできないのかなということもちょっと思っております。

東日本大震災においても、もう15年がたちまして、新しい春が来ました。東北も当町と同じく、被災解体後の跡地が課題であったと思います。その課題をどのようにして東北では取組したのかなということもちょっと紹介したいと思います。

岩手県の陸前高田市の津波が到達した地点においては、植樹された桜によって桜色に染まっている。そしてまた、宮城県の石巻市の雄勝ローズファクトリーガーデンでは、毎年、バラの季節になると園内が華やかな香りに包まれる。ここは、津波に襲われた実家跡地で、母が好きだったホオズキなどを植えたのが始まりであると。そしてまた、みんなが集まってゆっくり過ごせる場所があればいいなという、本当に素朴な思いからスタートしたところであるそうです。

また、福島県の大熊町では、まだ地区へ戻った人は少ないと。ここは放射能の問題もありまして、少ないと。そこに秋になると、ざるを伏せたような形にたくさんの小さな花が咲くざる菊が見頃を迎える。町を訪れた人に楽しんでもらえたらという思いで植えたということでございます。

もう本当に取っかかりは、僅かな気持ちの発露がこういう形になったものと思います。いずれも、1人だけの土地所有地ではなくて、複数人の所有地であります。解体跡地について、石巻市では公益事業とみなして、土地を買い上げて整備を行ったそうでございます。今ほどの雄勝ローズファクトリーガーデンも、これは買い上げてしたところでございますけれども、そういう形で整備をしている。

当町におきましては、町の土地の買上げというのは非常に難しい。また、個々別々なあちこちに細かい一軒家の壊れたところがありますから、一つ一つにそれに対して対応するというのは非常に難しいという思いがしますので、これは難しいかなというふうに思います。また、数軒の形の場所があったとしても共有地として取り組んでいくということは非常に難しい。将来的な相続の問題が絡むと難しいということも、担当課のほうからもお聞きをいたしました。

しかしながら、今、町がやってきました地域コミュニティの事業として、神社仏閣に対してのいろんな支援をしてきたことを考えると、人と人とのつながりを僅かな地域の中にその場所がつかれる。そういった日常的に人とつながっていくようなコミュニティの場になるのであれば、公益事業としても捉えられる。そういった視点で何か方法はないのかなと、こんなように思うわけでございます。

いろんなこれから知恵を出していかないと、これは進まない事業になると思いますけれども、町は今年度の事業で、復興まちづくり活動支援事業というの

を創設しておりました。地域の取組を支援するものとして出されたものと理解しております。この活動の中で新たな知恵と工夫が提案されてくるのではないかなというふうに思っておりますので、この事業をしっかりと地域に周知していただき、地域で皆さん一緒になってこの地域を盛り上げていこうというこの機運を醸成することができれば、この事業は成功でないかなというふうに思いますので、どうかその中でいろんな知恵を出していただく。そういった中で、新たな先を見ていかれるような、そんな地域づくりというものを奨励していただきたい、こういうふうに思っておりますので、どうかこの事業、せっかくつくった事業でございますので、それをしっかりと生かしていただきたいという印象を持っております。

そういった話の中で、土地の所有者の方々が同じような思いで活用の提案があったならば、町はどんな対応ができるのかということ、しっかりとそのときにはぜひ相談に乗っていただきたいということを希望しまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、5番 田端雄市君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時ちょうどから再開いたします。（午前11時54分）

再 開

議長（市濱等）

会議を再開いたします。（午後1時00分再開）

それでは次に、14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

2011年、今日と同じ3月16日。東日本大震災の発災から5日目。夕方少し暗くなってから、今まで響いていた発信音にやっと答えて、電話に出てくれました。「もしもし、社長か。生きとらんかい」、「おお、生きとる、生きとる、

生きとるぞ、鍛冶谷さん」、当時の取引先、岩手県陸前高田市竹駒町、株式会社ボンマックスアパレルのゴトウ社長の声でした。「被害どうやったんや。社員の方々大丈夫なんかいやい」、少し高いところに会社がありましたから、仕事中でもあったし、社員は無事だったそうです。「そやけど、社員の家族は何人か逝かれたわ」、「うん、これからどうすらん？ 仕事また再開するんか？ できるんかい？」と言ったら「やる。絶対やる。やらにゃ男すたる」、そんなふうにごとウ社長が言った言葉に答えて、「やるんなら裁断物送ってこい。ただで縫うたる。3か月だけやぞ。それ以上はできんわ」、一瞬、向こうの電話口で息が止まったのは気配で感じました。あとはゴトウ社長の鳴き声が響きました。

15年前の私の業務日誌にこんなふうに出ておりました。

私どもの能登町の状態も発災から今日で2年と75日。今朝も新港のほうから車で走ってきたら、漁協のビルはありません。新装された御旅所の鳥居の後ろ姿を見ながら、町のほうに入りました。

昭和49年、増築、完成した漁協のビルは4階建てのしゃれたビルで、4階にはでっかいホールがありました。私たちが中学を卒業して幾つものときにしたのか覚えてないんですが、初めての同窓会はこの4階のホールでした。ほかで聞いた人は、ここで結婚式を挙げた人もいたそうです。

1階の水産物の荷揚げ場には、大敷の水揚げがどーんと並び、冬には寒ブリがずらっと並んで、それはすごい景気でした。たまに間違えて入ったクジラが揚がると、大騒ぎでした。八百屋さんからネギが消えるというくらいに宇出津の人はクジラが好きで、どこのうち行ってもクジラのすき焼きでした。

威勢のよい掛け声が飛び交った競り場は、浜の人の自慢だったと思います。残念ながら私は山のほうの人ですけど。

この2月、いよいよ本格的にビルの解体が始まりました。今まであんまり付き合いのない人たちや、もちろん付き合いの長い人からは「漁協の跡地どうなん？ どんなんできるん？ いつできらんやい？ はよ、できんかね」、そんな声がいっぱい。珍しいですね、議員になってからこんないっぱい質問を受けたことないんじゃないかと思うくらい聞かれました。

今日は、その町民の方の代弁者として、大きくこの件について聞きたいと思います。

もとより、この建物は県漁連のものであり、町が建造するものではありません。競り場、荷さばき所、事務所、信連というんですか、漁信連かな、そういうのがきつと入るんだろうなと思って見ておりますが、いずれにしても町の基幹産業、漁業の拠点として機能的な建物を大いに期待するものです。

本年2月10日には、県漁協の中田享理事組合長、そのほか役員の方が県庁に出向き、漁港の利用施設の支援、拡充を要望しておりましたが、馳知事は「能

登の水産業の復興を後押しして、市町が必要として補助率をかき上げるなら、県も追随して必ず出します」と、こんなふうな勇気をくれました。残念ながら大変大事な知事という親方をこの3月8日失いました。約束はほごにしてもらったら困ります。これから先も、世界農業遺産の町、その農業遺産の位置にある町ですから、農業遺産は農業だけではありません。水産のことも指します。

港湾の再建、漁協建物のこれからのスケジュール等について、建造主ではないけれども、能登町の町長として、もしくは担当係としてどこまで入っていくかどうか知りません。ただ、今入っている情報、いつ頃かかるのか、どんな規模なのか、分かればお示し願いたいと思います。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

それでは、鍛冶谷議員の質問にお答えいたします。

令和6年能登半島地震により宇出津港にごさいました県漁協施設と周辺の岸壁は甚大な被害を受けたため、原位置での再建築に向けて、現在、計画を進めている状況です。

再建築には大きく分けて2つの事業があります。

まず1つ目は、敷地に関することとなります。現在使用しています用地の範囲では、周辺住民の生活環境面などを鑑みると十分な面積とは言えないことから、10メートルほど海を埋め立てる計画にしております。

事業主体である石川県では、埋め立てする部分を国の補助金を活用することにしてはいますが、事業着手の時期はまだ見越せていないと回答をいただいております。

次に、上屋に関することとなります。県漁協の施設は、荷さばき所と漁協職員管理室と東日本信漁連を建設いたします。そして、その周辺には製氷庫、燃油施設、冷蔵庫を配置することになっております。こちらは、事業主体が県漁協であり、国、県、町で必要な事業費の一部を補助することに決定しております。

完成までに要する期間は、着手から数年を見込んでおります。ただ、この上屋工事の着手には埋立工事の完了が必須のため、現時点では明確に完成予定日を申し上げることはできません。新しく建設される宇出津港の県漁協施設は、当町の水産業にとって復興のシンボルとなる重要な施設です。そして、今後、未永く使用することになりますので、使い勝手がよく、関係者や周辺住民に愛される施設になるよう、しっかりと進めることが大切だと思います。

大変お待たせすることになりますが、もうしばらく温かい目で見守っていた
だければというふうに思います。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

幾つかの要点があったようでした。まずは、水産物の荷揚げ場としてやるた
めに矢板を打って、港湾の工事をきちんと先にするほうが先であると。遅滞な
く進めるけれども、ちゃんとしたものをつくりたいと。もう一つは、町がつく
るのではなくて、あくまでも国が主体でやってくれることだから、後押しをす
る、もしくは理解を示して一緒になって何かをやっていくというようなふう
に受け止めました。

矢板も、新聞報道によればたしか11月中には何とか打ってしまうと。矢板
というのは、こんな長い22メートルからのものを打ち込むわけなんです
が、それを漁協の近く、それから今ちょうど作業をしています旧のかね八の向かい
辺り、ここら辺が1.7メートルほど港湾の方にせり出した荷揚げ場兼道路にな
っていくんだなというふうに感じております。

いたずらに時間を取りません。

いずれにしても、町にとって基幹産業であることは事実です。中田享理事組
合長は、馳現知事、まだ知事ですから、知事に申し上げた言葉は、「漁業者が希
望を持てるよう、継続的に支援をお願いしたい」と、こんなふうに言ってお
ります。私はこれを反故にはできないと思っています。

どうか、新しい山野新体制ができて、ほぼ同レベルのサービス、事業が行
えるよう、町長自身にもお願いに行ってほしい。場合によっては、中田享理事
組合長の掲げた町として、組合と連動していくこともあるでしょう。そして、
私たち議員も今ここに居並ぶ13名は、いつでも一緒に能登の地場産業を守る
ために行動する覚悟です。

町長には、勇気を持って山野新体制に臨んでほしい。そのときは一緒に行き
ましょう。

そういうふうに申し上げて、大変短い時間でしたが、質問を終わります。

議長（市濱等）

鍛冶谷議員、答弁要りませんか。

14番（鍛冶谷眞一）

はい、いいです。

議長（市濱等）

以上で、14番 鍛冶谷眞一君の一般質問を終わります。

次に、13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

皆さん、ご苦労さまでございます。今日は一般質問ということでありました。いろんなことで、皆さんの質問内容を見たり、それから今、14番議員の質問を見たりして、この町はやはり私がずっと前から唱えとったように、1次産業の町で復興したんだなということを改めて分かりました。漁業の町、農業の町、1次産業の町ということで栄えてきたんだなと。それで手を取って、2次産業の方々、3次産業の方々と一緒になってこの町はここまで豊かな町として栄えてきたのではないかなと思っております。

その問題で、今日は本当に1番議員並びに14番議員、それから私の今日の質問は答えを5点いただきたいけれども、5番議員がいろいろと質問されておったものと同じような質問じゃないかなと私は思います。だけど、具体的に私の趣旨説明のとおり、また町長のお答えをいただきたいと思えます。

それでは、この世の中、本当に不気味な世の中になってきております。この2か月、1月議会から12月議会から3月、今の間に能登町としていろんな問題が、また、日本としてあまり大きな問題が災害その等ありませんでしたけど、ただし、それが無い代わりに世界の中にすごく私たち1産業をいじめる燃油高騰という今までにない、いろんなリーダーのおかげで燃油高騰が取り沙汰されてきました。私たち1次産業は動けるんかな、2次産業の方も動けるんかなと思うだけの問題が蓄積していきます。

だけど、その中で今日は私、質問の内容と理解して、町長並びに皆さんのお答えをいただきたいと、気持ちよくこの席を終わらせていただきたいと思えます。

それでは、1点目の質問をしたいと思えます。

その前に、私は前回、町長が予算のときの挨拶の言葉で私は感銘を受けた言葉があります。これは間違いなく、この能登町はまだまだこれからやっていけるなという言葉、抜粋してありますので、吉田町長の提案理由の直前において、「次世代が希望の持てる持続可能なまちづくり」という言葉が私は一番、希望が持てるまちづくりと。やっぱり若い町長はよかったなということで、これに私たち今、議員も一生懸命に後押ししながら頑張っていかなきゃ、ましてや、皆さんが一生懸命頑張ったいろんな問題があり、それも惨敗で終わりました。そ

の中で、特に吉田町長を皆さんで後押しして頑張っていけばプラスに転じていくんじゃないかなと思います。

それでは、1点目の質問したいと思います。

1点目。皆さん、この前、テレビで国会中継も見ておると思います。その中で、私が一番、この頃、国会中継でちょっと感じておること、若い「チームみらい」というチームの団体が、チームみらい党ですか、あれは。若い人たちが国会議員になりました。その人たちの発想のように、今後、能登町も新しいものを取り入れていくのは、これからの能登町の時代かなと思っております。

それでは1点目、能登町で就職する方に準備金を支給したらどうかということでございます。それと、能登町が吉田町長が思い描く将来像を聞きたいという2点、ここで答えをいただきたいと。

細かい問題。令和8年の当初予算には、事業者に対する支援や住まいの支援など、定住を促進するための支援事業が数多く盛り込まれています。さらにもう一步踏み込んで、第1次産業、2次産業、今6次産業までありますけれども、私の時代として3次産業までの問題を言っているんです。1次産業に就職する人、2次産業に就職する人、取りあえず能登町に就職する人、仕事を求める人、そういう人に対しては、漁業者は特にそうなんです。準備金が要るんです。体一つで働くもんですから、水に当たる合羽、手袋、その等いろいろな気持ちの整理の問題を準備金が要るんです。2次産業の方も要るでしょう。3次産業、サービス業、役場の人たちもいろんな準備金が要るだろうと思うんです。その金額については執行部にお任せして、一番やっぱり重要視されるのは1次産業だと思います。

そういうことで、能登町にこの準備金の問題、職員といろいろ打合せしましたけれども、だけど、これは変わった質問だと思うんですけど、これを実行していただきたいと思います。これを実行すれば、能登町に就職する人は定住する、定住したら一生涯だ、正直言って行政のほうに税収が増えるというような未来に続くような施策を、町長、結果を出してほしいと思っております。

それでは、これに対して2点答えをいただきたいなと思っております。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

それでは、志幸議員のご質問に答弁させていただきます。

私が思い描く定住施策の基本として、住民をはじめ、より多くの方に能登町をより深く知っていただくことが最優先であると考えております。具体的には、

即効性が期待できるものとして、毎年、能登高校地域産業科の1、2年生を対象に開催している「ふるさと企業を知る会」を継続し、地元企業の紹介をすることで進路の選択を具体的に考えていただきたいと思っております。

また、来年度当初予算案にお示しいたしました復興プロジェクトの創出にあります、まちづくり担い手育成事業や、のと未来共育協議会事業では、町の内外、中高生から大人まで幅広い年齢の方々に能登町の未来を考えていただくことで、皆さんそれぞれの心と能登町のつながりを強くし、将来の定住につなげていただきたいと考えております。

現在、当町では、就職に当たって受けることのできる準備金として、介護職員を対象とした制度を設けております。

議員のご提案につきましては、国や県、他自治体の事例なども注視しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

国や県と検討していきたいということもいい答えだと思いますけれども、町として、先ほど言ったみたいなもので、この人たちはずっと永住する、ここで働くと税収が入るわけです。

なぜ、チームみらいと言ったのか。やっぱりこれから若い発想でいくようなことが、この能登町に発する報道かなと思っております。

吉田町長、私の言葉を再度また考え直して、結構、やっぱりそのもので、ああ、そうかなということ、将来的にはいい方向に向くんだなということ、重要視しながらひとつやっていただきたいと思っております。

それでは、2点目に移りたいと思っております。

2点目。偶然にも私、3点、4点ということはないんですけども、これは偶然に、今回、コロナ以外に結構、町民の皆さんのお宅へ訪問することが結構ありました。そういうことで、皆さんがよく言葉を出しなされたこと、また、自分が納得いったことを今これから2点、3点と言いますので、答えをいただきたいなと思っております。

宇出津の重要なトンネル、前回、14番議員がこのトンネルのことを質問したわけでございます。そのときに執行部の答えがあまりにも何か進んでないな、計画してないんじゃないかなということで、待て待てということで、コロナ以外に町民のところ回ったとき、「志幸、おい、どうなってとれん。あそこのトンネルどうなるとれん」、「それからもう一つの町道の穴空いとるがあれどうなる

んや、危ない。事故起きたらどうすれん」ということで、現在の状況を町長、答えていただきたいと思います。

議長（市濱等）

建設水道課長 内糸英和君。

建設水道課長（内糸英和）

志幸議員のご質問に、私のほうから答弁させていただきます。

町道1級宇出津8号線の宇出津第3隧道につきましては、トンネル本体自体は崩壊しておりません。しかし、トンネルの出入口付近は、令和6年1月1日発生の地震直後からのり面が大規模に崩落しておりまして、現在も通り抜けができない状況となっております。

町民の皆様をはじめ、トンネルを通行する利用者の皆様には大変ご不便をおかけしております。

応急的な土砂撤去作業は、非常に危険な状況であることから、本復旧での早急な対応を目指していましたが、同年9月の奥能登豪雨の影響で測量及び地質調査の開始が遅れ、昨年3月から詳細設計に取りかかっていたところであります。

当路線では、先ほど志幸議員もおっしゃいましたが、国道までの交差点の間にもう1か所、道路の崩壊箇所があります。その区間も併せて復旧工法の選定や工事内容につきまして、国との協議をして承認を得る必要がありました。昨年9月定例会議の鍛冶谷議員の一般質問では、年内の工事発注を目指して準備を進めていると答弁させていただきましたが、想定よりも長く設計に時間を要してしまい、国との協議が遅れてしまいました。この2か所においては、先月末ようやく国の了承を得ることができましたので、現在、速やかに2か所とも発注の準備を進めているところであります。

宇出津第3隧道は、宇出津市街地と国道249号を結ぶ重要な道路でありますので、新年度早々には工事を発注し、令和8年度中の開通を目指して、復旧工事の早期着手、完了に向けて全力で取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

8年度中には開通ができるということをお願いいたしましたので、それ以上の言

葉はないと思います。それでは、頑張って執行部の方もやっていただきたいと。これを聞けば、やはり今何か宇出津のまちが、大通りがトンネルが詰まって、何かふん詰まりみたいな状態でしたけど、今年中に開通すれば山へ回らなくてもいい、海のほうへ回らなくてもいいという、いろんな問題に利便性が出てくると思いますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

それでは、3点目に移ります。

3点目、町有地の活用についてでございます。

町有地の活用について、宇出津の港湾復旧工事が始まっているが、業者の宿泊施設が足りないと聞いている。復旧を少しでも加速する意味でも、業者側の負担で簡易宿泊所をつくりたいとの申出があった場合に、町が保有する町有地をお貸しできるのかどうなのかということ、そういう方もいられましたので、皆さん、復旧・復興の協力でございます。また、このお答えをいただければ、そういう業者の方も当町を見て、これを貸してくれというような方もできるかも分かりません。そうすると、工事が進むということでございます。

そのお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

復旧事業を担う皆様の宿泊環境を確保することは、復旧を加速する上で極めて重要であると認識しており、条件が合えば町有地を提供することは可能であります。また、現在も宇出津新港におきまして、復旧事業者に対し、宿泊施設用地として町有地の貸付けを行っております。

しかしながら、現状といたしましては、宿泊施設に適した町有地が少ないのも実情であります。一方で、町内を見渡しますと、活用されていない民間用地が多く存在しており、こうした民間用地を活用することも必要であると考えております。

町といたしましては、引き続き利用可能な町有地の洗い出しを行うとともに、民間用地の情報提供など、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

町としても、町有地並びに民間用地もあっせんしたいなということです。これは、これからの工事が進むこと、リーダーがそういうことを言うもんですから、これを私に言った人がどれほどこれから頑張るって、そういうことを町の復旧に近づけて協力していくかなということができると思うんです。

そういうことで、いろいろと町の対応を皆さん3点聞いたと思いますけれども、一番最後に、これはとてつもない、皆さん、ここにおられる方は大抵能登町以外の方は少ないと思います。

4点目、最後の質問でございます。

4点目、あばれ祭のことを、やはりちょっと質問したいなと思っております。

あばれ祭、ここにおられる人は恐らく子供のとき、宇出津の祭り、柳田の祭り、それからたまに飛び越えて飯田の祭り、蛸島の祭り、それから松波の祭り、柳田の祭りということで、あちこち子供のときは皆さん駆け回ったと思います。

皆さん、これは能登町の文化というよりもいろんな問題、ここに祭りの専門の小浦議員も結構いろんなもので祭りに対して協力しておる方がおられますけど、私の言いたいのは、能登町は産業は何があるかということで、1次産業、農業、漁業、そのほか何があるかということを私は言いたいんです。そのためにも、せつかく地元の人たちが、並びに町民の方々がすごい祭りだなと思って、しょっちゅう子供のときや、あちこち見に行き回ったと思います。

これは今回、北國新聞のところに掲載されておりました。2月20日の北國新聞の22面だったかなと思います。世界の写真コンテストで宇出津の祭りを写真撮っていた人が世界一に輝いたらしいです。金沢の人でございますけれども、そういうことで、能登町というより石川県のほうの石崎の祭りとか、奥能登のキリコ祭り、七尾の山祭り、いろんなもので祭り文化が最高になっております。

そういう中でも、石川県の文化というものを行政が携わってやっていけば、いろんな石川県の産業に転じていくもんだと思いますので、正直言って、これは日本国の四大祭りでございますねぶた、それに私は匹敵するものだと思います。石川県全体としてならば、宇出津だけじゃなくして、8月になれば石川県へ全国の人たちが祭り文化を楽しみにツアーを組んで来られるというような産業にも発展するんじゃないかなと思うわけでございます。それには、やはり宇出津のキリコ祭りにはしては、今、小浦君に頼んで、神様のほうから、小浦君は必ずできる男なんです。神のほうから行政に移す音頭を、そういうことで、やっぱりこの奥能登を育むにはやはり全員の方でこの祭り文化を発展させていこうじゃないですか。それは、地元の有志だけじゃなくして全国の皆さんが祭りツアーに来て楽しむような石川県につくり上げていったらどうかなと。これは正直言って、若い吉田町長が石川県へ行って、こういうことも一つ、皆さんど

うやってとって、宇出津の祭りが正直言って7月の一番初めなんですよ。キリコ祭りは。5月に七尾の山祭りもありますけれども、一番初めに宇出津のキリコ祭りが一番先に出発して、ずっと輪島の輪島大祭まで行くんです。それと、最終的には石崎の祭り。そういうことで、行政が音頭を取って祭りツアーというものをこれから長年かけてやっていったらどうでしょうか。

今、こういう祭りは県の無形文化財です。これを国の文化財としてやっていけば、それが一番の初めての、なかなか無理かも分かりません。そういうことで、そういうものを発信してはどうでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

あばれ祭は、平成元年に石川県指定無形民俗文化財となり、平成27年に認定された日本遺産「キリコ祭り」の主要な構成要素ともなっております。そして、今も国立歴史民俗博物館での常設展示が行われるなど、県内外から高く評価をされております。

さらに、能登のキリコ祭りは、文化庁から「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」にも選択されており、その価値は国においても評価を受けております。

能登のキリコ祭りは、日本三大祭りと肩を並べるほどの魅力と価値を持つものと強く感じているところであります。多くの観光客の皆様にも能登へお越しいただき、この祭りの勇壮さを体感していただきたいという思いは、議員と全く同じであります。

国重要無形民俗文化財への指定についてですが、これまで石川県教育委員会が文化庁等へ問合せを行ったことがあります。ただし、古い文献があまり残っておらず、今以上の文化財価値を明らかにすることが困難であることなど、現状では高いハードルがございます。

町としては、国重要無形民俗文化財の指定について、民俗学を専門とする有識者のご意見をいただき、県と相談を行いたいと考えております。

5年、10年という長い道のりであることが見込まれ、粘り強く取り組んでいくためには、何より住民の皆様の盛り上がりや一体感が大切であると認識しております。

あばれ祭は、文化財としての価値に加え、多大な経済効果を生む本町の大きな観光資源であり、さらに能登半島地震の復興の象徴として、その重要性はさ

らに高まっております。

今後も、あばれ祭の保存、継承、活用に対し、支援と協力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

質問してよかったなと思ひます。今、町長の答ををいただき、高いハードルではございますけれども、国からも評価をいただいておりますということで、これは必ずや必ずや、小浦君も一生懸命、また行政に頑張つていただき、ましてや宇出津をまとめていただき、宇出津の祭り文化を、日にち、7日、8日の祭りでしたけど、この日にちも土日に変えて、小浦君が指導して変えたはずです。その問題も、これから一生懸命頑張つていただき、何か神仏の免許を持っているらしいです。神主様もできるらしいですので、そういうようなサイドから小浦君も頑張つて、私の言ったこと、町長と手を結んでひとつこの宇出津の祭りを起点として、珠洲の祭り、輪島の祭り、石崎の祭りを文化として、いい石川県をつくっていただきたい、私が墓へ行く前につくっていただきたいと思ひます。あと10年、15年かかるかもしれません。（「かからんよ」の声あり）鍛冶谷さんがかからんって言うから間違いないんじゃないかなと思ひます。

そういうことで、今日はいい質問させていただきました。また一つ、吉田さん、ちょっと私、1点目の質問に対してちょっと舌足らずのところがあったんです。これは1次産業の従業員の話でございます。1次産業の従業員がなかなかいない。漁業、農業、役場の職員までもこの頃いなくなった。そういうことでございます。

なぜ、能登町、こんないいところに残らないんだということで、再度また考えて、準備金の問題も考慮して、これ今、波並大敷さんが出した、団体が出した従業員募集の件でございます。月給30万円。それから、福利厚生充実しております。だんだんだんだん世の中が変わってきております。また、宇出津の産業の事業者さんも結構やっぱり気持ちを変えて、ただただ、最低賃金が70円上がったとか60円上がったとかって言ってないで……。

議長（市濱等）

志幸議員、関連質問は受け付けませんので、ここで。

13番（志幸松栄）

退席しますか。

議長（市濱等）

はい。

13番（志幸松栄）

それだけで今日は光栄でございます。ありがとうございました。

それでは、4点、いい答えをいただきましたので、これで下がります。

どうもどうもご清聴ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、13番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩をいたします。

再開は14時ちょうどから始めたいと思います。（午後1時47分）

再 開

議長（市濱等）

会議を再開いたします。（午後2時00分再開）

次に、2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

ちょっと今日は花粉症で声が出づらくなっておりますので、ご了承をお願いします。また、後々、思いを述べる部分があるので、早速ですけど、質問に入らせていただきます。

1番目ですけれども、棚卸管理の仕組みを問うということで、病院の棚卸しについて質問をさせていただきます。

去る12月定例会で、令和7年度病院事業会計補正予算で棚卸しの購入額の説明を受けました。それ以降、病院の棚卸品とは何やろう、どのように管理されているのかなど、いろいろ疑問が湧き、今回質問することにしました。

私の認識では、棚卸しと言いますと、在庫品であり、病院経営や患者さんの

治療に影響を与えるものと認識しております。コロナ禍や地震発生など、混乱した時期を病院の方々には上手に混乱期を乗り切ったな、これもどんな対応をしていたのかなというふうに思い、在庫切れがなかったのかな、しっかりした管理システムがあるんだろうなといろいろ考えまして、そこで質問です。

病院事業の損益や患者さんの治療に影響を及ぼす、棚卸資産として管理する品物はどのようなもので、在庫数量や棚卸しといった作業など、どのような管理を行っているのか、お答えをお願いいたします。

議長（市濱等）

宇出津総合病院事務局長 西谷幸一君。

宇出津総合病院事務局長（西谷幸一）

小浦議員のご質問にお答えいたします。

宇出津病院における棚卸資産は、病院事業会計では材料費として計上しているもののうち、診療材料、医薬品が該当しております。

在庫管理については、院内物流管理業務、いわゆる省略しますとSPD業務と言われるものですが、このSPD業務を専門業者に委託しております。診療材料は、使った分だけ料金を支払う従量課金制を採用しております。物品にバーコード付シールを添付、使用時にシールを剥がして専用端末で読み込むことで業者が正確な在庫数を管理する仕組みとなっております。各診療科に配置されている定数品についても、部門責任者と定期的に折衝し、在庫数の見直しを実施しております。定数品以外の手術用材料などについても、SPDシステムによるもののほか、使用のたびに医療機器卸業者が補充を行い、予定手術については事前に補充するなどをして管理を行っております。

医薬品についても、SPDシステムにより、在庫数、使用期限を一元管理し、期限が近づいた薬剤はメーカーへ返品交渉を行うなど、廃棄を最小限に抑える努力をしております。

このように、専門業者との連携により、患者様の治療に支障が生じないように、また、病院経営の効率化を図るよう努めておりますので、よろしく願いいたします。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

SPDですか、STDですか、ちょっとはつきり。

宇出津総合病院事務局長（西谷幸一）

SPDです。

2番（小浦肇）

SPDですね。なるほど。私はものづくり現場にずっとおりましたので、製造現場でもやっぱりVMIというような略語で呼んでますけれども、ベンダー・マネージド・インベントリーとあって、要はベンダー主導型在庫管理、そんなものを入れる。平たく言うと、多分皆さんも知っていると思いますが、富山の置き薬の管理方法を転用していると、私はそういうふうに今理解しました。ただ、それにプラスアルファ、いろんなしっかりした仕組みがあるんだなと。結果的に在庫管理はしっかりされて、そんなに棚卸し増減によって経営を圧迫するとか影響を与えることは少ないんだなということを理解できました。

ということで、では、今現在導入されているそのSPDですか、の仕組みでもやっぱり結果的に人間が使うものですから、そこに改善する余地はあるんだろうと勝手に想像してですけれども、例えば省人化とか、さらなる少量在庫で運用するとか、または、バーコードシステムを導入したというものの、人間がバーコードにリーダーを当てて初めてシステムが動くということなので、要は現状の仕組みを運用しながらさらに改善する余地はないのか。もう一つ、1点、廃棄品も医薬品ですから勝手にごみ箱に捨てるわけにいかないと思うんです。そういう廃棄品の管理などもどのようにやっているのか、あるいは、きっちりやっているのか、その辺のところをお答えをお願いいたします。

議長（市濱等）

宇出津総合病院事務局長 西谷幸一君。

宇出津総合病院事務局長（西谷幸一）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の在庫管理は、SPD業者への委託により、省人化については一定の効果を上げております。外来や薬局などの補助診療科部門では、各科責任者が直接棚卸しを実施していることから、管理レベルは比較的高いと思われれます。

しかしながら、運用面において改善の余地はあるのではないかと考えております。

緊急対応時に処置を優先する関係上、在庫確認が後からの処理となることもあります。そのため、在庫管理を徹底させるために、これまでは新人教育の一環としてSPD業者による研修を行ってりましたが、今後は既存の職員に対

しても定期的な研修機会を設けるなど、コスト意識と適正管理の重要性について、継続的な教育を行っていききたいというふうに考えております。

あわせて、やむを得ず廃棄する物品につきましては、廃棄発生時の記録・報告体制を標準化して、定期的に原因分析を行うなど、さらなる廃棄品の削減に努めていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

報告からすると、かなり精度の高い管理システムを運用されているなど。また、上手に運用されているんだろうなということは伝わってきました。

もう一つ、私が好きな言葉なんですけど、標準化に心がけるといふか、標準化するというところで、要は職員誰しも同じような仕組みで仕事ができるように、仕組みといふか、システム化していくといふふうに理解をいたしましたので、ぜひ先ほどの棚卸しについての定期的な教育をしっかりとやっていただいて、漏れないようにといふようなことをやっていただければなといふふうに思います。

私もといふか、普通の会社で言うならば、税務局から棚卸しちゃんとやりますか、そのエビデンス見せてくださいとか、教育やっていますかぐらいまで査察といいますか、検査されますので、ぜひ展開をお願いしていきたいなといふふうに思います。

では、次の質問に移ります。

特定健診の受診率と改善取組について聞きたいと思います。

令和8年1月に開催された能登町国民健康保険運営協議会での報告では、特定健康診査の受診率が、令和6年度で34.8%、石川県内順位で18位と報告を受けました。19市町の中で18位です。全国市町村国保の平均受診率は38.8%であり、石川県の平均は43.6%ということで、石川県は結構、日本全体で見ても上位に位置づけしておりますが、能登町は県内で18位と、そしてまた、全国平均も下回っておるといふ、そんな状況です。

ここ近年は、コロナ感染や能登半島地震でいろいろ社会環境が激しく変化しておりますけれども、この健康診査といふか、特定健診の受診の必要性が町民の方は理解されていないのかなといふ、そんな面もありまして、健康を考えるといふのは当然なんですけれども、なぜ必要なのかといふ、そういう必要性とか、それから健康福祉課が取り組んでいる取組などを紹介して受診率を上げていただければなといふふうに思いますので、実際に具体的に質問します。

まず、特定健康診査の必要性と、それから過去の受診率、それに対する改善

取組の内容はどのようなものであったか、報告をお願いします。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

小浦議員のご質問に答弁させていただきます。

特定健康診査の必要性につきましては、高血圧や糖尿病などの生活習慣病リスクを早期に発見し、当町に多い心臓病や、また脳卒中などの重症化を防ぐために極めて重要です。

町の過去の受診率は、特定健診開始年度は18.2%と非常に低い受診率でしたが、町内会の協力や定期受診している検査データ提供などの向上対策の結果、令和元年には47.2%まで受診率が伸びました。

しかし、コロナ感染の影響や能登半島地震などの被災を受け、この5年間の受診率は30%台後半と伸び悩みしております。

この状況を改善するために、以前行っていました個別通知、オンライン予約、未受診者への電話勧奨、保健指導を強化し、継続受診につなげるように現在取組を行っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

現在も各町内会を通じてPRなどを行っていただいていると思うんですけども、それでも18番だったわけなので、さらにその18番を1番にいきなりするというのは無理にしても、やっぱり19市町の中でせめて半分、真ん中ぐらいまでに順位上げれるように受診率を上げるような、その課題、あるいはそれに対しての新たな取組というのはないのでしょうか。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

引き続き、答弁させていただきます。

当町の特定健診受診率の主な課題につきましては、医療機関に受診をしていれば健診は受けなくてもよいだろうといった捉え方や、働く世代で健診を受け

ない人が多いといったことが現状にあります。

今後の対策としましては、まず、健診を受けて健康管理をする必要性をPRするとともに、現在も行っておりますが、医療機関での検査結果を健診データとして活用するみなし健診のさらなる推進や、未受診者への個別勧奨をはじめ、以前も行っていました町内会などへの周知を強化し、また、土日健診の充実など、働く世代が受診しやすい環境づくりにも努めていきたいと思っております。

ぜひ、5月に受診券が届きましたら、健診を受けて健康管理に役立てていただきたいと思います。

第3期データヘルス計画では、受診率の目標値を令和11年度には60%と定め、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

新たな取組をしていただくと、そして60%という高い目標を設定していただいて取り組んでいただくことを理解しました。私も協議会のメンバーなので、併せて協力したいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

ここで、ちょっと前置きを述べたいと思っておりますので、少し長くなるかも分かりませんが、クロスポート再建の進捗と必要性を問うというテーマです。

私は、定住移住促進協議会が主催する2018年から開始したのと未来会議に当初から参加しておりまして、町内外の参加者と一緒になり、交流し、そして学び、町の未来を、当時はまだ若かったと思うんですけど、自分事として話し合ってきました。

当初は旧能都町役場庁舎でした。2021年10月頃から、震災で解体してしまいましたけど、クロスポートがオープンし、そこで開催されました。家具店を改装したオープンスペースだったのですが、何となく殺風景な役場と違い、手作りの丸太を切ってきた椅子、そして、そこに毛糸で編んだ座布団などを敷いて、そして夢ですね。こうありたいとか、町をこうしたいとか、そんな夢を書き込んだ掲示物が所狭しと掲示されていたり、そこに出入りする人たちがいろいろ工夫して、いろんなものを作って飾ったり、掲示したりして、なので、私はその場に足を踏み入ると大変わくわくしました。そこに今、吉田町長も何回か顔を見たとし、一緒に参加されていたと思うんですけども、多分、町長も何らかの形で心に響いたんじゃないかなというふうに思っています。

この定住移住促進協議会は、中能登町、あるいは珠洲市、七尾市など近隣の市町でもありまして、ただ、能登町のようにクロスポートのようなミーティングする場といたしますか、クロスポートのような施設は持ち合わせていないようです。

先般、ちょっと中能登町へ行く用事があったので、役場の方と話ししまして、能登町から来たんですかと言われて、クロスポートについてどうですかというふうに質問したら、うらやましいですねと、そういうような回答が来ました。何でうらやましいんですかという、町外者と地元の方のまさに交流する場なんですよねと、そういうところで夢が広がりますよねという、そんな回答が返ってきました。

能登町のクロスポートで、私が聞いているのは地震前ですけども、年間約5,000人の町外者が気軽に交流していたと、そういう場で大変貴重な場であったなと私は考えています。

ちなみに、平成27年から令和7年の約12年間で、221組の368名の移住者がおられます。それは、定住協の仕事の成果だというふうに評価できるんですけども、少なくともこのクロスポートで交流したり、あるいは話したりというようなことを大方の方がされているというふうに聞いています。

現在、私もこのクロスポートでつながった町外者と交流をしております、地元の方よりもその町外者の方から、クロスポートはいつ復活するんですか、以前のように気軽にミーティングできる、あるいは交流の場をぜひ復活させてほしいというふうに懇願されております。

ということで、関わった者として、奥能登の交流の、奥能登ですよ。奥能登どこにもないんで、奥能登の交流の拠点となる唯一の場で、夢を育む場であるんですから、今ある計画どおりに再建することをぜひ提案したいと思います。

前置きはこれぐらいにしまして、質問に入ります。

まず、能登復興計画ナンバー5「復興プロジェクトの創出」、方向性29番「人材や投資を呼び込む中間支援組織の設置」が挙げられています。また、③番「活動交流拠点ノトクロスポートの再建」、そして能登町地区別復興まちづくり計画では、宇出津地区復興まちづくり1-5「復興まちづくり」の施策、重点事業1として「クロスポートの再建」とあります。さらに、行政の役割として「能登町定住促進協議会への支援」と記載されております。いっぱい、要は復興計画の中に「クロスポートの再建」というものが取り上げられているということですよね。

その計画の中には、クロスポートの設計には、将来の利用イメージを想定して、特に外部とのつながりを生かす機能、コワーキング、打合せスペース、それからチャレンジショップ、移住・定住相談などを強化することを検討し、設

計に反映すると。検討しということなので、必ずしもするという事じゃないんでしょうけれども、設計には夢のあるといいますか、場所をつくりますよというふうに私は理解しました。

ところが、令和8年の当初予算にはクロスポートの建設に関わる予算は計上されておられません。そういう状態です。

ちなみに、私の思いとしては、この能登復興計画と能登町地区別復興まちづくり計画は、復興推進委員や地区懇談会を開催して町民の意見を聞き、作成したものであり、言うなれば町民の総意が反映されているものだろうというふうに考えています。いろんな事情で計画が遅れるのは致し方ないとしても、作成して間もない時期に内容を大きく変更するのであれば民意に反するものであり、また町民の話を聞き直すべきであるだろうなというふうに思っております。

それを踏まえて、具体的に質問を2点続けて質問します。

まず、町側の支援とは具体的に何を計画されているのか。また、令和7年度の計画では建物・設計と書かれています。令和8年度から建設工事の計画となっております。設計に外部とのつながりを生かす機能を織り込まれているのか、はたまた、まだ設計まで至っていないのか、現状どのような計画の状況なのか、お聞かせ願いたい。

それともう一つは、震災や豪雨で、今新たに外部の人とつながりができたと思うんですけども、それをさらに強めるためにクロスポートを町内あるいは町外の方と気軽に交流できる場の機能強化を図り、再建することが私は必要と考えています。

これらについて、町長はどのようにお考えなのか、併せて2点、回答をお願いいたします。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

私もノトクロスポートで開催された各種イベントに参加したことがあります。ノトクロスポートという、ふだんとは違う空間で多様な人々と能登の未来を考える時間を持つことで、私自身も前向きな気持ちにさせていただきました。同時に、わくわくとした高揚感にも包まれたことを印象に持っております。

残念ながら、交流、定住のシンボルであったそのノトクロスポートは、被災後、解体となり、定住促進協議会は皆様ご承知のとおり、コンセールのとの一角に仮事務所を設置して運営を続けているというところです。

そこで、クロスポートの今後についてであります。できれば、元にあった場所で再建したいというふうに思っております。それが可能であるかは、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

経緯を申し上げますと、企業版ふるさと納税で頂きました、そのテナハウスを活用してクロスポートを再建する予定でありましたが、なりわい再建支援補助金の対象となることが判明したこと、そして、テナハウスでは以前のように気軽にミーティングやコワーキングスペースが取れないというようなことなどから、復旧を急がず、この事業を活用して何とか元の姿に戻せないか、もう一度検討させていただきたいと思っております。

復旧に当たりましては、補助事業を受けるに当たって、定住促進協議会が事業主体になる必要があることや、建設後の維持管理費についても慎重な検討が必要となっております。方針が固まり次第、議会にご提示したいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

町長とやっぱり同じ気持ちだったんだなという、今、共鳴しましたけど、確かにあの場に、話の内容は別として、あそこに座っただけで何かわくわくとした、そういう場所でしたね。なので、本当にぜひとも再興してほしいなど、それを願っておるわけです。

それと、今、町長の前向きな回答と、そして先般、総務産業建設常任委員会でも能登町過疎地域持続的発展計画、この事業計画の改定版について議論したんですけれども、そこで企画財政課長からこんな回答いただいたんですけど、改定前は事業主体が町と定住協の2点書かれていました。今回、改定に当たって定住協を外して町となっていた。町主体ですから町ですと、そういう回答をいただいた。なので、町長の回答と、そして企画財政課長の、町が事業主体という、そういう言葉、私は心に響きました。2つ響きましたので、特に外部とのつながりを生かす機能を強化すると、そういう機能を持ったクロスポートを再現していただけるんだろうなど。それは町主体で考えてくれる。当然、主体だから全部せいというんじゃないで、業務委託するところはする。ただ、そこに業務委託する相手、定住協になると思うんですけども、しっかりと具体的に話を十分話し合っ、外部とのつながりを生かす機能を強化するという点について、できるならば被災前の施設以上にわくわく、そしてその場から夢を発信できるような施設にさせていただきたいということをお願ひするんじゃないで

て、ぜひ、ぜひ実現させていただきたいという強い思いを伝えて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、2番 小浦肇君の一般質問を終わります。

次に、12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

最後の質問者になりました。今朝、1番議員の質問を私は聞いていまして、まあ詳しくは言いませんけど、私は1番議員の育った年齢から言えば、私はすごく共感というか、共鳴できます。今、答弁に立った課長さんは、漁業権とか何とか言ってましたけど、今、時代も変わって、すむ魚介類も変わっていますから、昔のような磯遊びはできませんけど、できることなら漁業組合等に話をして、やっぱり能登ののどかな、そういう海辺の姿を見たいなと思いますので、また、1番議員の奮起を期待して、私もまたそういうことを勉強して、できるだけ1番議員の質問に沿った能登町、能登になればいいなと思っていますので、また、課長さん、町長をはじめ、ここにおいでる皆さんも何か援助することがあったら援助していただきたいと思います。

それでは、通告に従って質問を始めたいと思います。

まず、人口減少対策を問うということで、考えを述べてみたいと思います。

今、人口流出は、奥能登2市2町の最大の難題であると私は考えています。社会減に拍車がかかる状況が続いており、看過できない事態となっています。

2市2町の人口は、令和6年1月1日時点では5万5,213人であったのに対し、直近の令和8年2月1日時点では4万7,170人と、僅か2年余りで8,073人も減少となっております。

また、年齢別人口に目を向けると、震災前の令和5年10月時点における奥能登2市2町の年少人口、すなわちゼロ歳から14歳と、生産年齢人口、15歳から64歳ですが、その合計は2万7,135人であったが、令和7年10月時点では2万2,235人と、4,900人もものの減少が見られます。

能登半島地震及び奥能登豪雨を契機として、人口流出はさらに加速していくことが懸念されます。

大森前町長の時代には、関係人口、交流人口の拡大を人口減少対策の柱として掲げてきたと私は認識していますが、吉田町長が掲げる人口減少の対策において、前町政とはどのような点が異なるのか、具体的な政策の違いをお伺いしたい。

次に、本町の状況について申し上げます。比較に用いる公開統計資料の制約から時期がやや前後しますが、能登町の年少人口と生産年齢人口の合計は、令和5年10月1日時点では6,812人であったのに対し、令和7年10月1日時点では5,876人となり、936人の減少となっています。

今後の奥能登を持続させていくためには、とりわけゼロ歳から14歳の年少人口と生産年齢人口の流出を食い止めることが急務と私は考えます。

子育て世代が、教育環境や医療体制への不安を抱えて能登を離れていくケースが少なくないと感じており、この世代に対する手厚い支援が不可欠であると思います。給食の無償化や医療費の無償化については、国、県の支援を活用して実現できる部分もあるが、能登町として独自の吉田ビジョンはあるのか。例えば、金沢に比較的近い地域での宅地造成を行い、結婚した若い夫婦にその土地を無償で提供するといった施策や、地元企業と連携して習い事、学習塾など、子供たちが通える場所や機会を創出するといった取組も考えられます。

多くの課題があることは私は承知していますが、まずは、子育て世代を最優先の課題と位置づけた上で、震災後における具体的な人口減少対策の方針をお伺いしたいと思います。

町長、よろしく。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

向峠議員の質問にお答えしたいと思います。

前町政では、関係人口、交流人口の拡大を人口減少対策の柱として取り組んでおりました。私もその取組の意義を十分に認識しており、その実績を引き継ぎ、さらに発展させていく考えであります。

その上で、私が重点を置く、子育て世代を最優先に位置づけた定住促進であります。震災、豪雨を経て人口流出が加速する中、若い世代が「能登町で生み、育て、住み続けたい」と思える環境を整えることが急務であると認識しております。

子育て世代が、教育環境や医療体制への不安を抱えて能登を離れていく状況は深刻であります。こうした不安を解消し、能登町で安心して子育てができる環境を整えることが、定住促進の根幹であると考えております。

具体的な取組といたしまして、私が議員時代の頃から提案しておりましたが、そのときには実現されませんでした。そして、私の公約にも掲げております小中学校の学校給食の完全無償化は令和7年9月から実施しております。また、

令和8年度からは保育所の給食費の無償化を実施することとしております。これにつきましても、私の公約で掲げたものであります。また、移住・定住促進に向けた引っ越し支援、家賃支援、子育て世帯住宅取得支援については、いずれも引き続き実施しているところであります。

さらに、当町では、総合計画において教育DXの推進を掲げており、1人1台端末を活用したAIドリルや学習アプリによる個別最適な学びの促進、クラウドツール等を活用した時間や場所を超えた学習環境の実現を図っております。

引き続き、地域の特色を生かした探究的な学習やキャリア教育にもICTを活用しながら、地元企業との連携も視野に入れ、子供たちが能登町で豊かに学び成長できる環境づくりを進めてまいります。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

今、町長の答弁は、るるいろいろと説明しましたが、口に言うのは簡単です。必ず公約を守らなければ今言うたことが実現できませんので、しっかりと自分の言葉に責任を持って進めていただきたいと思います。

また、今、学校へ上がる子供のほうのそういうような答弁でしたけど、やはり若い夫婦がお子さんを設けるときに、やっぱり一番最初に経済問題が一番最優先かと思えます。できたら、そういうこれから若い世代の男女を含めた世代と町長が能登町の将来のことをしっかりとお互い話し合う、膝を交えて話し合うそういう場を私は設けるべきでないかなと思っていますので、ぜひそういうことも含めて実行していただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

奥能登の自治体との連携をちょっとお尋ねしたいと思います。

能登半島地震及び奥能登豪雨からの復旧・復興に向けて、のと里山空港周辺に建設が予定されている奥能登病院、これは仮称ですけど、はじめとする医療体制の整備、インフラの復旧、整備、さらには教育、消防など、あらゆる分野における課題を着実に前進させていくためには、当然のことながら奥能登2市2町のより一層の連携を深めていくことが不可欠ではないかと思えます。

今後、地震等をはじめとする大規模災害が生じた際に、2市2町の連携をどのように図っていくのか、町長の考えをお伺いしたい。

そしてまた、2市2町との首長はもとより、奥能登3県議の連携が不可欠であるが、今後どのような対応を構築していくのか、それも併せて答えていただきたいと思います。

また、先ほど14番議員の質問にありました。知事も4月1日から替わります。そういうことも含めてお答えいただければ幸いです。

議長（市濱等）

町長 吉田義法君。

町長（吉田義法）

奥能登の人口減少は、2市2町共通の喫緊の課題であります。人口減少対策というテーマでの懇談会は実施しておりませんが、人口減少対策を含め、防災、交通、広域観光など、行政の枠を超えた課題を解決するために不可欠なものと考えております。

この人口減少対策に加え、災害からの早期の復旧・復興を成し遂げるためには、ハード面、ソフト面において、国、県とも併せて、これまで同様、緊密な連携は不可欠です。医療においても、県とも連携し、医療を取り巻く状況の変化を踏まえ、奥能登公立4病院の医療提供体制の機能強化策を進めております。

今後も、様々な行政課題に対応するため、奥能登2市2町との連携を緊密に図ってまいります。

また、奥能登の3名の県会議員の方々との連携についても、災害からの復旧・復興はもちろんのこと、様々な行政課題へ取り組む上で欠かせないものだと認識しております。

さきの石川県議会2月定例会議において、選挙区の定数などの見直しに関する条例が改正され、来春の県議会議員選挙では奥能登2市2町が合区されます。これまで以上に奥能登の3名の県会議員の方との連携は不可欠と思っております。

新知事につきましては、今までの知事と同様、そうやって県民から選ばれた方でありますから、しっかりと事業を受け継いでいただければと思いますし、私をはじめ各市町の首長ともしっかりと連携して仕事をしていただければというふうに思っております。

当然ながら、私もそのつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

今、町長の答弁にありましたけど、奥能登の県会議員の選挙区は奥能登1つ

となって、今後、どういう顔ぶれになるか分かりませんし、先ほど述べたように知事も新しくなりました。だけど、町長も就任して1年足らずですけど、お世辞にも現在の3県議との関係はいいとは私は思っていません。だけど、これからは来春の選挙でどういう県会議員の顔ぶれになるか分かりませんが、顔ぶれは別として、やっぱりこの奥能登を考えた場合はなお一層の尽力を期待するものでありますし、県庁とのパイプもよろしく頑張っていたきたいなと思いますので、健闘を祈ります。

それでは、次の質問に入ります。

私も仕事柄、いろいろな県圃場整備にお手伝いをさせてもらっています。その関係上、何年か後に整備箇所を見て回ると、面的には整備されているからすばらしい景観なんですけど、至るところに植付けしていない部分の水田が数多く見られます。せっかく整備したのに、特に耕作者に聞きますと、湧水がひどく、作付ができなく、仕方なく放棄しているとのこと。私も水稻農家の1人として大変胸が締めつけられる思いでした。こういった現象を見ますと、耕作意欲が湧かないし、担い手がもちろん育たないと思います。

そこで、担い手が経営する県営圃場整備事業で整備した農地において、湧水が発生し耕作に支障が出ている整備後の湧水対策をどのような事業で対応するのか、答えていただきたいと思います。

議長（市濱等）

農林水産課長 仲谷宗君。

農林水産課長（仲谷宗）

向峠議員の質問にお答えさせていただきます。

県営圃場整備事業後の農地や水路、農道の施設に不具合が生じた場合、県営圃場整備事業の事業期間中であれば、石川県が圃場整備事業で湧水、つまり湧き水の処理などを対応いたしますけれども、事業完了後はご自身か、もしくは町で対応することとなります。

しかしながら、まずは地震と豪雨による災害復旧に注力せざるを得ないため、復旧にめどがつかましたら対応していきたいと思っておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

今、課長の答弁は、復旧・復興の最中ですから手いっぱいの答弁かと思えます。だけど、先ほども申したとおり、私も1人の水稻農家と考えると、やっぱり美しい田んぼに植付けできない部分があると涙出ますよ。こういう状況ですから、いろんなことは考えられます。無理してとは言えませんが、無理して早く急いでください。

そういうわけで、真剣に国や県にも働きかけて、新たな事業で湧水水田を耕作できるようにまた尽力をいただきたいと思えます。

それでは、次の質問に行きます。

私が言うまでもなく、全国的に就農人口は年々……。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君、次の質問なんですが、通告した範囲を超えないようにお願いします。

12番（向峠茂人）

3つ項目あるでしょう。3つ項目、通告してありますよ。

議長（市濱等）

通告範囲を超えないように、ご協力をお願いします。

12番（向峠茂人）

それは、通告の1、2、3はレクチャーで執行部とちゃんと折り合わせしていますので、ここは議長、心配せんでもよろしいです。（「ほんなわけにいかんやろ」の声あり）だけど、話合いの中で。

議長（市濱等）

ちょっと待ってください。これはルールですから、守っていただきたい。

12番（向峠茂人）

だけど、大まかな骨子、最初の担い手の不足と、これに関係した質問ですから、私は執行部とレクチャーのときに話しして、それはよろしいですよという、そういう了解を得ていますので。

議長（市濱等）

流れの中に質問事項があると思えますので、ここで質問の範囲を超えないようにご協力をお願いいたします。

12番（向峠茂人）

範囲を超えとらんと思うけどね。よろしいですか。

議長（市濱等）

いや、通告は受けてません。

（「議長、関連」の声あり）

議長（市濱等）

関連質問は受け付けません。

（「議長、休憩」の声あり）

休 憩

議長（市濱等）

ここで暫時休憩いたします。（午後2時55分）

再 開

議長（市濱等）

会議を再開します。（午後3時05分再開）

12番 向峠茂人君の質問は、流れの中にとのお話でしたが、ここで一般質問を終わりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、3月17日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（市濱等）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

3月17日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、3月17日は休会することに決定いたしました。

次回は、3月18日午後1時30分から会議を開きます。

散 会

議長（市濱等）

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後3時07分）

開 会（午後1時30分）

開 議

議長（市濱等）

ただいまの出席議員数は、12人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第15号～議案第55号

議長（市濱等）

日程第1、議案第15号「令和8年度能登町一般会計予算」から、日程第41、議案第55号「能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」までの町長提出議案41件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長からの報告を求めます。

委員長報告

議長（市濱等）

予算常任委員会 志幸松栄君。

予算常任委員長（志幸松栄）

皆さん、ご苦労さんでございます。

予算常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第15号 令和8年度能登町一般会計予算

議案第16号 令和8年度能登町国民健康保険特別会計予算

議案第17号 令和8年度能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和8年度能登町介護保険特別会計予算

議案第19号 令和8年度能登町水道事業会計予算

議案第20号 令和8年度能登町下水道事業会計予算

議案第21号 令和8年度能登町病院事業会計予算

議案第22号 令和7年度能登町一般会計補正予算（第7号）

議案第23号 令和7年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 24 号 令和 7 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 25 号 令和 7 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 令和 7 年度能登町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 27 号 令和 7 年度能登町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 令和 7 年度能登町病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 14 件は、原案のとおり、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

次に、総務産業建設常任委員会 馬場等君。

総務産業建設常任委員長（馬場等）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第 29 号 能登町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 30 号 能登町防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 31 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 32 号 能登町会計年度任意任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 42 号 能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 43 号 能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 45 号 請負契約の締結について

議案第 46 号 請負契約の締結について

議案第 47 号 請負契約の締結について

議案第 48 号 請負契約の締結について

議案第 49 号 財産の取得について

議案第 50 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 51 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 52 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 53 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 54 号 能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

以上 17 件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

次に、教育厚生常任委員会委員長 向峠茂人君。

教育厚生常任委員長（向峠茂人）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第33号 能登町放課後児童健全育成事業利用者負担基金徴収条例の制定について

議案第34号 能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第35号 能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第36号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第37号 能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第38号 能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第40号 能登町後期高齢者等活動施設条例の廃止について

議案第44号 能登町立公民館条例の一部を改正する条例について

議案第55号 能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

以上10件のうち、議案第39号 能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止については、プール、温泉施設の代案を示すべきだとの意見があり、賛成多数、そのほか9件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

以上をもって、ただいまの議題となっております付託議案の各常任委員会からの委員長報告を終わります。

質 疑

議長（市濱等）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。
4番 馬場等君。

4番（馬場等）

議案第39号 能登町七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止について、私は、反対の立場から討論を行います。

まず、本議案によって何が変わるのかという点について申し上げます。

本条例が廃止され、なごみが行政財産から普通財産へと整理されることにより、この施設は、行政として設置、運営する位置づけを失うこととなります。すなわち、これまで担ってきた健康増進、介護予防、地域交流、さらには避難所としての機能について、行政として継続的に確保していく前提が失われることとなります。

現在も交流棟では食堂の営業や地域イベント、こども食堂など、地域に根差した活動が行われています。こうした日常的な活動の場が失われることは、地域のつながりや支え合いの機能の低下につながるおそれがあり、地域に与える影響は小さくありません。

次に、復興との関係について申し上げます。

鵜川地区は、復興計画において地域拠点として位置づけられています。本来であれば、地域拠点としての機能をどのように維持、確保していくのかを明確にした上で、施設の在り方を検討すべきであります。

しかし、今回の方針では、なごみが担ってきた機能について、ほかの施設での代替が示されているものの、その具体的な内容や整備時期は十分に明らかに

されていません。このような状況の中で条例廃止を先行させることは、復興計画との整合性の観点からも適切ではありません。

また、住民の意思についても重く受け止める必要があります。今回、なごみの再建を求めて、短期間で約1,000名の署名が集まりました。これは単なる要望ではなく、地域の将来に対する強い思い入れの表れであると考えます。こうした状況の中で、施設の廃止を前提とした判断を進めることは、住民の理解が十分に得られているとは言えません。

さらに、16日の一般質問において、町長からは、震災後の優先順位として住宅やなりわいの再建、道路などのインフラ復旧を優先すべきであること。また、再建には多額の費用を要するとの答弁がありました。しかしながら、復興とは単に生活基盤を整えることにとどまらず、地域で暮らし続ける意欲や、つながりを取り戻すことが不可欠であると考えます。

なごみが担ってきた役割は、いわば心の復興を支えるものであり、インフラ整備と同様に重要なものであり、どちらか一方を優先してよいものではありません。

また、費用の問題についても、従前と同規模の施設にこだわるのではなく、機能の見直しや段階的な整備など、現実的な手法を検討する余地があるはずです。規模の議論と機能そのものの必要性の議論は分けて考えるべきであり、十分な検討が尽くされているとは言えません。

加えて、公共施設の更新費用の考え方についても申し上げます。

公共施設等総合管理計画では、総務省の資産システムに基づく更新費用の見通しが示されていますが、震災前と震災後で地域の状況が大きく変化しているにもかかわらず、示されている数値に大きな変化が見られません。このことは、昨年12月の一般質問でも取り上げました。本来であれば、震災による影響や地域の実情を踏まえ、前提条件そのものを見直すべきであり、こうした変化が十分に反映されていない試算を前提として個別施設をなくすという判断については、より慎重であるべきであります。

また、町は交流棟については公募による利活用を検討しており、そのためには普通財産のほうが扱いやすいとの考えを示しています。しかし、公募による活用を進めるのであれば、なおさら地域にとってどのような機能が必要なのかを整理し、その方向性について地域と共有した上で進めることが重要であると考えます。単に制度上の整理を先行させるだけでは、地域にとって望ましい活用につながるとは限りません。

以上のように、本議案は、地域に与える影響が大きく、また、復興計画との整合性や住民の理解、さらには判断の前提となる考え方についても十分な整理がなされているとは言えません。

本議案は、単に一つの施設をどうするかという問題ではなく、この地域にどのような暮らしを残すのかという町の姿勢そのものが問われる問題であると考えます。少なくとも、地域における必要な機能の在り方について、もう一度、地域と丁寧協議する場を設け、その上で方向性を検討すべきであると考えます。

よって、私は本議案に対し反対いたします。
以上です。

議長（市濱等）

ほかに討論者はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

これで討論を終わります。

採 決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。

採決は起立によって行います。

議案第15号から議案第21号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りします。

議案第15号「令和8年度能登町一般会計予算」

議案第16号「令和8年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第17号「令和8年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第18号「令和8年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第19号「令和8年度能登町水道事業会計予算」

議案第20号「令和8年度能登町下水道事業会計予算」

議案第21号「令和8年度能登町病院会計事業会計予算」

以上7件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第15号から議案第21号までの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号から議案第28号までの7件を一括して採決します。
お諮りします。

議案第22号「令和7年度能登町一般会計補正予算（第7号）」

議案第23号「令和7年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第24号「令和7年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

議案第25号「令和7年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第26号「令和7年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第27号「令和7年度能登町下水道事業会計補正予算（第3号）」

議案第28号「令和7年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」

以上7件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第22号から議案第28号までの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第38号までの10件を一括して採決します。
お諮りします。

議案第29号「能登町行政手続条例の一部を改正する条例について」

議案第30号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」

議案第31号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第32号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について」

議案第34号「能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第35号「能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第36号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第37号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第38号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」

以上10件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第29号から議案第38号までの10件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号の1件を採決します。

お諮りします。

議案第39号「能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止について」の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

起立多数であります。

したがって、議案第39号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号から議案第55号までの16件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第40号「能登町高齢者等活動施設条例の廃止について」

議案第41号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」

議案第42号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第43号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第44号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」

議案第45号「請負契約の締結について」

議案第46号「請負契約の締結について」

議案第47号「請負契約の締結について」

議案第48号「請負契約の締結について」

議案第49号「財産の取得について」

議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第52号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第53号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」
議案第54号「能登町過疎地域持続的発展計画の変更について」
議案第55号「能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」
以上16件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第40号から議案第55号までの16件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程の追加

議長（市濱等）

次に、本日、町長提出議案5件が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として、直ちに議題にしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案上程

議案第59号～議案第63号

議長（市濱等）

追加日程第1、議案第59号「請負契約の締結の変更について」から、追加日程第5、議案第63号「請負契約の締結について」までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

本日、追加提案いたしました議案5件について説明をいたします。

いずれも請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第59号「請負契約の締結の変更について」は、令和7年第3回能登町議会4月会議に議決をいただきました令和6年度林地荒廃防止施設災害復旧事業笹川地区復旧工事について、実測数量の変更があったため、契約金額を5,390万円から5,673万1,400円に変更するものであります。

次に、議案第60号「請負契約の締結について」は、令和7年度能登半島地震復旧事業姫交流センター災害復旧工事において、指名競争入札により、1億3,387万円で能登町字藤波の株式会社鼎建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第61号「請負契約の締結について」は、令和7年度能登町立秋吉公民館改築工事（解体）その3において、制限付一般競争入札（事後審査型）により、8,338万円で能登町字松波の株式会社西中建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第62号「請負契約の締結について」は、令和6年発生能登半島地震災害復旧事業4630/6009・6011・6024水路災害復旧工事において、指名競争入札により、2億7,676万円で柳田地域維持型建設共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、議案第63号「請負契約の締結について」は、令和6年発生能登半島地震・奥能登豪雨災害復旧事業4630/6010他36箇所農地・施設災害復旧工事において、指名競争入札により、2億8,765万5,500円で能都地域維持型建設共同企業体と契約を締結するものであります。

以上、本会議に追加で提出させていただきました議案の提案理由を説明させ

ていただきました。

議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（市濱等）

ただいま議題となりました議案第59号から議案第63号までの5件の審議方法についてお諮りします。

議案第59号から議案第63号までの5件の審議方法は、全体審議としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第63号までの5件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（市濱等）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。
この採決は、起立によって行います。
お諮りします。
議案第59号「請負契約の締結の変更について」
議案第60号「請負契約の締結について」
議案第61号「請負契約の締結について」
議案第62号「請負契約の締結について」
議案第63号「請負契約の締結について」
以上5件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

起立全員であります。
よって、議案第59号から議案第63号までの5件は、原案のとおり可決しました。

休会決議について

議長（市濱等）

日程第42「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和8年第2回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（市濱等）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

令和8年第2回能登町議会3月会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今回提出いたしました議案に対し、原案どおり可決をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、開会挨拶も述べさせていただきましたとおり、当町は、1月9日に和歌山県海南市と、2月13日に宮城県亘理町と災害時相互応援に関する協定を締結いたしました。能登半島地震発災以来、町の外からの支援が重要であることを実感しており、両市町と締結に至りましたことは、将来の有事に備え、大変心強い限りであります。今後も各自治体と連携を重ねてまいりたいと思っております。

4月から町復興計画の再生期に入りますが、復旧・復興を加速させていくことはもちろん、有事への備え、防災減災に一層取り組み、住みよいまちづくりの実現を目指してまいります。

町民の皆様、そして議員の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

散 会

議長（市濱等）

以上で本日は散会いたします。

(一同起立)

議長（市濱等）

ご苦労さまでした。

散 会（午後 2 時 1 2 分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和8年3月18日

能登町議会議長 市 濱 等

会議録署名議員 南 正 晴

会議録署名議員 小 路 政 敏